

平成23年12月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成23年12月 8 日 午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 内藤とし子議員 (1) 2012年度予算編成に当たり、市民要望の実現を求める
2. 磯貝正隆議員 (1) 平成24年度予算編成について
3. 黒川美克議員 (1) 防災行政について
(2) 都市基盤整備について
4. 北川広人議員 (1) 福祉行政について
(2) 医療行政について
5. 幸前信雄議員 (1) 防災計画について

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷺見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市	長 杉浦幸七
教	育	長 岸上善徳

経営戦略グループリーダー	深 谷 直 弘
危機管理グループリーダー	亀 井 勝 彦
危機管理グループ主幹	三 井 まゆみ
地 域 協 働 部 長	加 藤 元 久
地域政策グループリーダー	岡 島 正 明
財務評価グループリーダー	竹 内 正 夫
市民総合窓口センター長	新 美 龍 二
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	森 野 隆
収 納 グループリーダー	内 藤 克 己
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
保健福祉グループ主幹	磯 村 和 志
こ ども 未 来 部 長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	大 岡 英 城
こども育成グループ主幹	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	山 本 時 雄
都 市 政 策 部 長	小笠原 修
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	神 谷 晴 之
行 政 管 理 部 長	大 竹 利 彰
人事グループリーダー	鈴 木 信 之
人事グループ主幹	山 下 浩 二
行政契約グループリーダー	内 田 徹
情報管理グループリーダー	時 津 祐 介
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	梅 田 稔

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 井 敏 行
-------------	---------

主 査 杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に、御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承願います。

12番、内藤とし子議員。一つ、2012年度予算編成に当たり、市民要望の実現を求める。以上、1問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） おはようございます。

日本共産党と働く市民を代表しまして、通告に基づき、2012年度予算編成に当たり、市民要望の実現を求める質問をいたします。

2008年の秋のリーマン・ショックに始まった世界経済危機は日本経済に深刻な影響を与え、その立ち直りも済まぬうちに、ことしの3月11日に発生したマグニチュード9.0の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、多くの命と暮らし、ふるさとが一瞬のうちに奪われました。死者、行方不明者は1万9,000人に上り、レベル7の原発事故は、いまだ収束の見通しも立たず、放射能汚染への不安が広がっています。

世界経済危機の影響を最も深刻に受けているのが日本経済で、その落ち込みは、先進7カ国の中でも最も激しいものでしたが、大企業の回復傾向と中小企業や勤労者の厳しい環境という日本

経済に二極分化的なゆがみは一層深刻になっています。その主な要因は、日本経済が大企業を中心に外需頼みの構造に起因していることは明らかであり、このゆがみにメスを入れて、根本的にたさなければなりません。

日本共産党は、今問題になっている円高も含めて、日本経済の危機そのものも、その根源にはルールなき資本主義と言われている日本経済のゆがみをただし、不況時にも内部留保をふやす極端な大企業優遇を改めて、大企業の過剰な蓄えを国民の暮らしに還元し、国民の購買力を高めることにより、内需を拡大することが不況から脱出する近道、最も効果のある施策だと提案しています。

11月22日の日刊誌赤旗には、アメリカの富裕層が私たちの税金を上げてと、年収100万ドル以上、7,700万ドル以上の富裕層が自分たちに増税するよう求める運動を繰り広げていると報道されています。アメリカの検索大手グーグルの元幹部、ダグ・エドワーズ氏は記者会見で、我々ももっと多く税金を納めたい。幸運にも年に100万ドル以上かせいだものが多くの税金を払うのは当然だと表明、同氏によると、アメリカには年収100万ドル超の人が約40万人おり、連邦議員の50%がそれに該当しているということです。

フランスやイタリア、スペイン等では、既に課税強化されています。OECD経済協力開発機構は、加盟国での貧富の格差が過去30年間で最高に達したとして、これを是正するためにも富裕層への増税をすべきだと各国政府に提言しました。

日本では、2008年所得上位2割の人々が全所得額の45.5%を占めていることがわかりました。貯蓄なし世帯は22%にまで増加しています。2010年には、4,000万円以上の貯蓄を持つ世帯全体は、全貯蓄額の4割以上を占めています。しかし、4,000万円以上の貯蓄を持つ世帯は全世帯の10.2%にすぎず、1割の高額貯蓄世帯が4割以上の貯蓄を持っていることになります。日本経済のこの現実、貧富と格差を拡大する大企業本位の成長路線から決別し、人々の暮らしを最優先した政策こそ求めています。

さて、日本共産党市議団は、市民の暮らしを守る立場から高浜市の来年度予算の編成に当たって、弱者切り捨ての風潮で市民の暮らしが一段と厳しくなっている情勢のもと、行政が率先して税や公共料金の引き下げに取り組み、住民の暮らし、福祉を優先する住民が主人公の市政を求めて、去る10月25日、吉岡市長あてに2012年度予算編成に対する日本共産党の要望書を提出してきたところであります。

この予算要望書は、「市民福祉の充実のために」、「市民の暮らしと営業を守るために」、「安全で住みよく快適なまちづくりのために」、「人間を大切にする教育、文化、スポーツの充実のために」、「行政効率を高め公正で明るい市政実現を目指して」、「平和な高浜市の実現を目指して」と6つの分野に分けて、80項目にわたり要望しています。

今回の予算要望書に対して、10月31日に市長より、今の時点での回答との断りがあり、文書で

回答いただきましたが、これから予算を編成するという时期的な制約もあり、多くの切実な要望実現の期待にこたえているものとはなっていないというのが率直な印象です。そこで、市民の暮らしが特に厳しい環境の中で、高浜市が可能な限り市民の暮らしを応援する温かい市政を実現させる立場から、次の3点について具体的に答弁を求めるものであります。

まず最初に、高浜市の歳入では、長引く不況の影響を受け、歳入は引き続き厳しいことが予測されますが、2012年度予算の歳入見通しと市独自の財源確保の政策について、まず個人市民税の現年課税分や法人市民税の現年課税分の歳入見通しについて、どのような検討がされているのかについて伺いたいと思います。

あわせて、歳入全体としては、現時点で総額どれくらいを見込んでいるのか伺います。

[12番 内藤とし子 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） おはようございます。

それでは、内藤とし子議員の御質問、2012年度予算編成に当たり、市民要望の実現を求めるといことで、そのうちの歳入全体の予算規模はどれくらいかという御質問がございました。その点について御答弁をさせていただきます。

なお現在、先ほどもお話ございましたが、予算編成に当たりまして各グループからの聞き取り調査、いわゆる査定を行っている最中でございますので、詳細な部分につきましては、今後、変更があり得るといことを前提として、この点を何とぞ御理解をいただいた上でお聞き取りいただきたいと思ひます。

平成24年度におきます歳入全体の予算規模につきましては、財政調整基金の繰り入れ見込み額を含めまして、前年度とほぼ同額の134億円程度を見込んでおります。このうち市税収入の現年課税分につきましても、昨年度と同額の75億円程度を見込んでおるといことでございます。

また、新たな財源確保策についてはどうかという御質問がございました。これにつきましては、平成22年度に策定をいたしました中期財政計画の中で、市税収入の確保、市税等徴収金の収納率の向上、受益者負担の適正化、この3つの対応策を掲げ、取り組んでおるところでございます。

市税収入の確保では、企業誘致及び既存企業の事業規模拡大に対する支援を引き続き推進することで、長期的な税収の確保に努めるといことといたしております。市税等徴収金の収納率の向上及び受益者負担の適正化については、本年5月に設置された経営改革プロジェクトにおきまして、引き続き調査、検討を行っているという状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） それでは、個人市民税及び法人市民税の現年度分の見込みについてお答えをさせていただきますが、今申し上げたとおり、現在、予算編成中でございます。数字につき

ましては変更が生じる場合もございますので、御了承願いたいと思います。

まず、個人市民税につきましては、所得額の急激な増は見込めませんが、納税義務者数におきまして、前年度予算比で約800人増を見込んでおります。また、控除額におきましては、平成24年度以降の税制改正による扶養控除の見直しがございますので、約1億円の増収を見込んでおります。前年度予算比では9.8%、約2億円増の24億3,000万円を見込んでおるものでございます。

次に、法人市民税でございます。法人市民税につきましては、先日、東海財務局の10月発表の東海管内の経済情勢によりますと、円高による影響につきまして、全国よりも輸出ウエートが高いこの管内では、より円高の影響が大きくなると考えられており、加えてタイの洪水による管内企業の影響につきましても、自動車を中心に影響が出始めているとしております。これらのことにより、輸送機器関連企業では、平成24年3月決算見込みを前年比25%減としておりましたが、現状では不透明な状況にあるとしております。

以上のマイナス要因と市内大手企業の事業実績とを踏まえまして、平成24年度の法人市民税は前年並みの4億円程度と見込んでおるものでございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） それでは、この法人市民税について、資本金10億円を超える大企業に対する不均一課税というのは実施する考えはないのかどうか、そこについてお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） 10億円以上を超える大企業の不均一課税ということでございますが、法人市民税につきましては、その時々々の経済状況等を背景に税制改正がなされたものでございます。本市では、地方税法に定める標準税率を基本としておりますので、引き上げを実施する考えはございません。

また、昨今の不安定な経済情勢のもと、各企業の皆様におかれましては、生き残りをかけて経営の合理化あるいは経費の削減とさまざまな御努力をされ、雇用の維持拡大に努めておられます。このような状況にあっても、標準税率において御協力をいただいておりますことを御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 見直しはしないというお話ですが、先ほども申しましたように、OECDからも提言がされているように、大変大手と一般労働者、非常に格差が広がっているんですね。資本金10億円を超える大企業に対して、もうかっていない分まで出せということを言っているわけではありませんし、そういう面で、ぜひ引き続いて考慮していただきたいと思っております。

それでは、次に固定資産税や都市計画税の現年課税分の歳入見通しはどのように考えてみえるのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） それでは、固定資産税及び都市計画税の現年課税分についての見込みで
ございます。

基幹税目であります平成24年度の固定資産税につきましては、御案内のとおり評価替えの年に
来年度は当たります。土地につきましては、平均でマイナス1%の下落を見込むとともに、家屋
では、経年減価及び物価水準の低下を見込んでおります。また、償却資産につきましては、震災
前に緩やかに持ち直していた設備投資も、震災後、電力供給の制約や原子力災害の影響または海
外経済の下振れ懸念に加え、為替レートの株価の変動等によって景気が下振れするリスクが存在
するとされており、まだまだ不透明な状況にありますことから、平成24年度の固定資産税の見込
み額は、前年予算比で7%、約2億6,000万円減の34億8,000万円と見込んでおりますが、昨日の
税制調査会におきまして、軽減措置の段階的な縮小ということが打ち出されておりますので、若
干数字も変わってくると思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、都市計画税におきましては、固定資産税同様に減額を見込んでおりますが、償却資産が
見込まれない分、その減額幅は小さいものとなっております。前年度予算比で6%、4,500万円
減の7億円程度と見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 都市計画税の税率ですが、0.3%から0.2%に引き下げることは、
市民の方はぜひ引き下げてほしいというふうに考えてみえますが、どのようにされていかれるの
かお伺いします。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） 都市計画税の税率の引き下げということでございますが、都市計画税に
つきましては、都市計画事業の費用に充てるための目的税となっております。このことから、都
市計画税が都市計画事業費を上回るような状況になれば検討も必要かと思いますが、現状では、
そのような状況ではなく、税率の引き下げは考えておりませんので、御理解を願いたいと思いま
す。

なお、平成22年度決算での都市計画税の充当割合でございますが、都市計画税7億5,000万円
で都市計画事業費の85.3%となっております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） なかなか厳しいですが、次に、新たな財源確保についてはどのように取
り組んでいかれる考えかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） 先ほどもこの財源確保策については御答弁をさせていただいたところでございますが、中期財政計画の中で掲げております市税収入の確保、市税等徴収金の収納率の向上、受益者負担の適正化、この3点の対応策に基づいて進めていくという考えであります。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に移ります。

就任3年目となる吉岡市長が、今後の高浜市をどのようなまちにしようとしているのかが試される2012年度予算の編成に当たっては、どのような施策を重点的に進めようとしているのかについて、基本的な考えをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、2012年度の重点施策ということでございます。一問一答ということですので、簡潔にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、第6次総合計画の基本目標に沿ってお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

まず、基本目標Ⅰ、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、第6次総合計画の進行管理を市民の皆さんと協働で行うために、今年度構築いたしました行政評価システムを本格的に導入してまいります。また、公共施設のあり方検討事業といたしまして、今年度策定をいたします高浜市公共施設白書の結果を分析し、課題をしっかりととらえ、各施設のあり方を抜本的に見直してまいります。

次に、基本目標Ⅱ、「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、現在策定中の生涯学習基本構想に基づき、大人から子供へとつなぐ循環型生涯学習の仕組みを構築してまいります。また、教育基本構想の基本計画に掲げました教育センターを教育委員会内に設置し、基本構想の進行管理を行うとともに、地域に根差した高浜カリキュラムの創造に向け、教育内容を体系化する研究を行ってまいります。

次に、基本目標Ⅲ、「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、産業の活性化や雇用機会の拡大を図るため、企業誘致奨励制度を生かし、引き続き積極的な優良企業の誘致を推進し、産業振興を図るとともに、市道港線整備事業として横浜橋南から碧南市境までの区間について道路改良を行い、安全の確保を図ってまいります。

また、防災対策関係といたしまして、東日本大震災を教訓として全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信できます緊急地震速報や大津波警報などを一斉通信できるよう、同報系防災無線を整備していく計画でございます。

最後に、基本目標Ⅳ、「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」では、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住みなれた自宅または地域で生活を継続できるよう、小規模特別養護老人ホームを整備する事業者に対し補助金を交付してまいります。また、こども発達セ

ンターにおける相談支援体制を充実、強化するため、新たに発達専門相談員を配置し、多様な子供と保護者の課題に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 同報無線について設置を考えてみえるというお話ですが、これは日本共産党の先輩議員も以前から取り組んできたことでありまして、非常に喜ばしいといえますか、市民にとっても、防災上からも大変喜ばしいことだと考えています。

次に、既に提出してある日本共産党の予算要望に対してどのように取り組んでいくのかについて、特に緊急性が求められる施策をどのように進めようとしているのかについて、次の項目についての答弁を求めます。

市民福祉の充実のためにの中から、市民の命と健康を守るために国民健康保険税の1世帯当たり1万円の引き下げを図ることについて。

これは11月27日の日曜日の朝、「ウェークアップ!ぷらす」という番組で国保を扱った番組がありました。司会者や出演者とも国保料は高額であると指摘していました。国保の加入者に無職や非正規労働者がふえ、所得が減っているのに国保会計に占める国庫負担を1984年では約50%だったのが、2008年度には24%と半減させたため国保料が2倍になったという実態があります。年収250万円の4人家族では、国保料は30万円から40万円にもなり、負担能力を超えています。国の責任は大きいというものでした。

国庫負担の増額を求めますが、この点で担当の意見をお聞きしたいと思います。

その上、高浜市では繰入金で2009年度で県内の平均額よりも少なく、1人当たり904円で、県内で50位となっています。県下トップの保険料になっています。毎年自治体を訪問している自治体キャラバンも指摘されたところですが、安心して支払いのできる国民健康保険にしていきたいという問題ですが、その点についてお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、内藤議員の御質問2点あったと思います。まず1つは、国民健康保険税の引き下げ、そして国庫負担の引き上げについてお答えさせていただきます。

まず、国保税の引き下げの関係でございますが、これまで本市におきましては、一般会計からの繰り入れについて、法定等の規定に基づいて一定の基準の繰り入れを行ってきたところであります。ルール分を超える繰り入れを行うということは、特別会計の目的、趣旨から適切ではないとし、国保財政の運営を行ってまいりました。

議員御案内のとおり、市町村国保は定年退職したサラリーマンだけでなく、リストラ等の離職者あるいは低所得者の受け皿にもなっており、さらに高齢者の割合も高く、構造的に厳しい運営

が続いております。このことは、高浜市においても同様な状況でございます。

国保という法的医療制度が国民、市民の安心や生活の安定にとって必要不可欠な制度であることを踏まえ、一般会計からの繰入金を増額し、保険税の引き下げを行うという視点ではなく、国保財政の危機的状況下において、いかに制度を存続させていくかを検討していくことが大切ではないかなというふうに私どもは考えております。

次に、2点目の国庫負担の引き上げのことですが、これも今まで申し上げてまいりましたが、一地方公共団体の声でどうなるというものでもございません。御案内のとおり、現在国においては、社会保障と税の一体改革の成案が示され、国保の財政基盤の強化が掲げられ、現在、国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場において、集中した論議がされているところでございます。

私どもは常々全国市長会を通じまして、この国保の財政基盤の安定化、強化、こういったことにつきまして、継続して重点要望をしております。現在の状況を見ますと、この継続したことが生かされているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） いかに存続させていくかということをおっしゃいましたが、国民健康保険が高過ぎて、なかなか思うように支払いができないという方がふえています。そのために短期保険証の方たちが大変ふえています。ぜひこの点ではお考えを改めていただきたいと思っております。

一宮市では18歳未満の被保険者、本当は子供さんが生まれるとおめでたいことなんです、国保では18歳未満の被保険者、赤ちゃんが生まれるとすぐ入るわけです。保険料の均等割を3割軽減しました。高浜市でも実施する考えはないか伺います。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 18歳未満の方の均等割の減免というお話ですが、こちら18歳未満の方の均等割額の減免をさせていただきますと、これに伴う減収分につきましては、18歳未満の被保険者がいない世帯に負担を強いることになってしまいます。税負担の公平性の観点からも適切ではないというふうに考えております。

したがって、世帯構成員の年齢のみに着目して応益割である均等割額を減免することにつきましては、その考えを持ち合わせておりません。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そういう点でも市の繰入金を活用して、いかに存続させていくかという先ほどの問題にもなってきますが、軽減策をとっていただきたいと思っております、ないということですが、ぜひその点での方針の見直しを行っていただきたいと思っております。

国保の広域化を中止させ、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度を廃止する

よう国に求める考えはないかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 国保の広域化と後期高齢者医療制度の廃止の関係でございます。

まず、国保の広域化でございますが、現在国において、社会保障・税の一体改革成案が示されてきて、その中に市町村国保の都道府県化の方向性について検討が行われているといった状況でございます。本市といたしましては、この広域化につきましては、負担や給付の平準化、保険基盤や財政運営の強化、そして将来的には安定的で持続可能な運営が図られるとされておりますことから、その結論に期待をいたすところでございます。

次に、後期高齢者医療制度の廃止の関係でございますが、国は、新たな制度の具体的なあり方の検討を行うために高齢者医療制度改革会議を設置し、平成22年12月20日の会議におきまして、後期高齢者医療制度を廃止する最終の取りまとめを行い、平成23年度の通常国会へ法案提出を目指しておりました。しかしながら、その後平成23年7月に厚生労働省は、法案の提出時期を社会保障と税の一体改革成案に示されております医療制度改革法案の提出の時期とあわせることとし、平成24年度の通常国会以降に先送りをするということとされております。

このことにより、結論が出るには、まだ時間が少しかかるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 国保の広域化が行われますと、今行っています繰入金なども各自自治体それぞれなんですね。そういうのがなくなるということもありますし、保険料が上がるということも考えられます。ぜひこれは、国に申し入れを引き続きしていただきたいと思います。

次に、子育て支援についてお聞きします。

保育の市場化、産業化を目指す新システムに反対し、措置制度を守り保育サービスを低下させないことについてどう考えてみえるのか、国と地方自治体の責任を投げ捨てて保育を市場化、子供の安全が保障されない保育制度はぜひ反対をしていただきたいと思いますが、その点でどうでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 子ども・子育て新システムについての御質問でございます。

平成23年7月に中間取りまとめ案が決定されたところでございますが、これによりますと、幼保一体化により幼稚園、保育園、認定こども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づく幼児教育と保育を一体的に提供する（仮称）総合施設を創設するとしたこども園給付、それと小規模保育、家庭的保育などの地域型保育給付により新たな次世代育成支援のための包括的、一元的なシステ

ムの構築を目指すというものでありまして、本市にとりましても待機児対策でありますとか、多様な保育サービスの提供ができるものというふうにならぬように新システムについてはとらえております。

ただ中間取りまとめにおいては、まだその内容について今後検討された項目が多く、子ども・子育て新システムによって市町村が主体となって提供する保育サービスの財源が国から確実に確保される制度でなければならないというふうを考えております。

いずれにいたしましても、新システムのもとにおいても、子供とその保護者に対して最良の保育や幼児教育の提供することが第一でありまして、本市といたしましても、今後その動向を注視してまいりたいというふうを考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） まだしっかりわからないというような答弁でしたが、新システムというのは、幼保の一元化という名目、待機児の解消という名目になっていますが、その実は、国や地方自治体の責任を本当に地方自治体の責任がなくなることが入っているんですね。そういう点で、ぜひ反対をしていただきたいと思います。

次に、幼稚園、保育園の民営化推進を改め、園の充実に努め、待機児を出さないことについてはどのように考えてみえるのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ただいまの幼稚園、保育園の民営化の推進を改め、園の充実に努め待機児童を出さないことという質問についてでございますけれども、幼稚園、保育園の民営化につきましては、平成20年度に高浜市子育て・子育て施設の整備及び民営化検討委員会を設置しておりまして、その中で今後の高浜市の子育て・子育て施設のあり方を協議していただきました。この提言を踏まえまして、施設の整備とともに保育サービスの民営化を推進してまいりたいと考えておりまして、平成24年度より吉浜保育園を社会福祉法人知多学園に移管するの続きまして、平成25年度には、中央保育園を高浜市社会福祉協議会に移管する民営化を実施してまいりたいということでございます。

また、待機児童対策ということでございますけれども、平成19年度には翼幼保園が開設されまして、また平成20年度には高浜ひかり幼稚園、ひかりこども園が幼保連携型の認定こども園として開設されております。そういった中で定員の拡大ということも図られておりまして、また平成12年度に実施しております家庭的保育事業がございます。そちらの充実、拡大を推進して、待機児童対策というところに努めていきたいということでございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ここの中で待機児を出さないことというのがありますが、待機児を出さないことについては、24年度について保育園の募集と申しますか、入園児の状況がある程度出

たと思いますが、どのようになっているのでしょうか、お願いします。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 待機児の数ということでございますが、きょう時点では、まだ保育園の入園抽せん前でありまして、今後、障がい児の入園を決定いたします統合保育審査会が開催されますので、今現在、24年度の待機児が何名になるかということは、はっきりした数字は申し上げることができない状況でございますが、現実、今入園申し込みをしております、3歳未満児が前年度以上に待機児が発生するという可能性は高いというような形は考えております。

そのような中で、家庭的保育ですとか公立保育園でも弾力運用を少し対応することによって、少しでも待機児を減らしたいという対策を今後考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。ぜひ待機児が出ないようにしていただきたいと思っております。

吉浜保育園の民営化に伴って保育士が変わるなど、保育環境が大きく変わる中で、入園児の不安を解消するための取り組みについて、どのような方策をとられるのか伺います。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ただいまの吉浜保育園の民営化に伴いまして、保育士が変わるなど保育環境が大きく変わる中で、入園児の不安を解消するための取り組みについてどのように行っていくかという御質問でございますけれども、まず民営化する吉浜保育園では、サービスの低下を招かない対応といたしまして、保育士の激変緩和対策ということで、吉浜保育園では市の正規職員2名を知多学園に派遣する予定でございます。また、吉浜保育園の臨時職員につきましては、引き続き吉浜保育園で勤務を希望される方につきましては、知多学園の採用試験というものを既に受けておりまして、引き続き知多学園のほうで正規職員または臨時職員として、吉浜保育園の保育士として残られるという形になっております。それは25年度に民営化する中央保育園でも同様の対応をしてまいるというところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 吉浜保育園が4月から民営化されるわけですが、その間、3月になれば知多学園の先生方が多少移行する関係で、保育園の内情といいますか、内容になれるためにも、保育を一緒にやるような取り組みがされるかと思うんですが、そういう点ではどのようになっているか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 吉浜保育園の民営化に当たりまして、知多学園が事前にどのよう

に吉浜保育園の保育のところに対応していくかというところでございますけれども、今、4月1日前に知多学園の保育士が吉浜保育園で合同保育を実施するというところは伺っておりますけれども、それがいつから、どのぐらいの期間実施するかというのは、現在、まだ未定というふうに伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） その点では、ぜひ子供たちが急に先生が変わって不安になるようなことがないようにしていただきたいと思います。

それから、吉浜保育園の民営化に伴って、同時に民営化される吉浜児童センターについては、これまで実施してきた学童保育等のサービスの内容が低下しないよう求めたいと思いますが、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ただいまの吉浜保育園の民営化に伴って、同時に民営化する吉浜児童センターにつきまして、これまで実施してきた学童保育のサービスの内容はどうかというところでございますけれども、民営化する吉浜児童センターでの学童保育というところにつきましては、まず基本的には吉浜児童クラブでの対応と同様のサービスが継承されるというものでございまして、またそれに加えまして保育時間が午後7時まで、1時間延長されますので、サービスの向上が図られるということになります。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 夏休みなど学校休業日の保育時間の繰り上げ延長や対象年齢を拡大して、定員増を行うことについてはどうか伺います。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 保育時間繰り上げにつきましては、今申し上げましたように、吉浜児童クラブでは1時間延長するというところでございます。

それから利用年齢者の拡大ということでございますが、現状においても定員に満たないときは4年生以上の児童を入会させるという形をとっております。定員につきましては、平成19年4月、これが翼幼保育園の中に45人の児童クラブを開設もされております。

また22年度からは吉浜児童クラブ、中央児童クラブでは定員を36から40人に増員をしたということもあります。その影響もございまして、23年12月時点では全定員が275人に対して222人で、53人の空きがございまして、4年生以上も希望があれば入れるということになっておりますので、特別今の年齢を引き上げるということは考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に、障がい者福祉についてお聞きします。

障害者自立支援法の実施に伴う障がい者への応益負担1割の廃止を求め、市独自の減免を実施

することについてはどうかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 障害者自立支援法の実施に伴う障がい者への応益負担1割の廃止を求め、市独自の減免を実施することの質問についてですが、平成24年4月1日施行の障害者自立支援法の一部改正により、サービスの利用者負担については応能負担とすることを原則とすることが法律上、明確化されております。

また、国におきましても平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする（仮称）障害者総合福祉法の制定に向け、障がい者制度の改革推進本部を設置し、障がい者の方々や事業者など現場の方々を初め、さまざまな関係者の御意見などを聞きながら検討が進められていることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に移ります。市民の暮らしと営業を守るためにから伺います。

蒲郡市でも江南市でも導入していて、住宅リフォーム補助金制度の導入が大変待たれているところですが、この導入を図ることについてはどうかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 住宅リフォーム補助金制度につきましては、現在、木造住宅耐震改修費補助金制度、水洗便所改修資金融資あっせん制度、三州瓦屋根工事奨励補助金制度及び居宅介護等の支援給付を受けられるように、介護保険制度における横出しサービスの制度を設けております。

今後も市民の安全・安心、地域の活性化、環境への負担軽減や高齢者社会への対応としまして、政策目的に沿った住宅リフォームに対して、重点的に支援を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 介護の横出しサービスということで、今、回答がありましたが、住宅リフォームの補助金制度というのは、介護での個々のサービスとは違って大変影響も波及効果も高い制度ですので、ぜひこの導入を図っていただくように、また今後お願いをしたいと思います。

次に、安全で住みよく快適なまちづくりのためにからお尋ねします。

放射能測定器を購入し、放射線を測定することで住民の安全を図ることについての質問ですが、愛知県内では放射能汚染の不安が広がっています。県内に入った東日本産の食肉や園芸用の腐葉土から暫定規制値を越す放射性セシウムが検出されています。8月15日には愛知県の環境調査センターの線量計で、福島原発事故後、県内最高値の放射性物質が検出されています。原発事故による被害は、空間的にも時間的にも、社会的にも限定されないという異質の危険が県内でも実証

されています。

福島原発が爆発した当初のころ、静岡県でもお茶から放射能が検出されたということでお茶が出荷停止になりましたが、静岡にどうして放射能がと思った方も多いのではないのでしょうか。今後生まれてくる子供たちのためにも、蓄積する放射線を継続的に測定する必要があると考えますが、岡崎市などは放射線測定器を備えたそうです。放射線測定器を備え、計測するよう求めますが、この計画についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 御質問の放射線測定器の購入につきましては、愛知県から平成23年10月19日付けで、県が所有いたします簡易型の空間放射線量率を測定いたします放射能測定器を市町村等に貸し出しを実施するという通知を受けております。本市で放射線の測定が必要となった場合、愛知県から放射線測定機器を借用することが可能となったこととございますので、当面は市において放射線測定機器の購入をする予定はございません。

また、先ほど御質問にもありましたが、愛知県においては、名古屋市北区にあります愛知県環境調査センターに設置されておりますモニタリングポストで、毎日24時間連続で空間放射線量率の測定を行い、その結果を県のホームページ等により公表いたしております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 東日本17都県で600万円というのが、国が今放射線の測定器を導入したいという自治体に出している金額なんです、これでは足りないということで愛知県も出しているようです。県のほうからもぜひこういう依頼を出していただくように、県を通じてでもいいので、ぜひこういう依頼を出していただくように求めたいと思いますが、その点で安城市が来年度購入する予定ですね。ぜひ高浜市が今現在どういうふうになっているのか、はかっておかなければ来年、再来年というふうにも、もし放射能が出た場合に、数字が変わった場合に、どうしてその数字が変わってくるのかわかりませんので、ぜひそういう面でも導入をして測定をしていただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 先ほど答弁もいただきましたが、愛知県から放射線測定機器の貸し出しを開始する通知を受けまして、11月2日に市内の公共施設等で試験的に空間放射線量率の測定を実施しております。

測定結果といたしましては、1時間当たりの放射線量率は0.039マイクロシーベルトから、一番高いところで0.075マイクロシーベルトでございました。これを年換算いたしますと0.34ミリシーベルトから0.66ミリシーベルトということで、放射線防御の基準となっております年間1ミリシーベルトを超えるような放射線量率の確認はされておられません。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に移ります。

主要な幹線道路について、特に中央保育園の西交差点に信号機の設置を図ることについてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 中央保育園の西交差点につきましては、平成19年と平成22年の2回に分けて、碧南警察署に対し押しボタン式の信号機の設置の要望をしております。その結果、横断歩道の交差する道路幅員が狭いために設置ができないという回答をされておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に、いきいき号について伺います。

7月からルートや時間などを変更して、刈谷豊田総合病院へも行くようになって大変喜んでいますが、市民が利用しやすいルートの見直しを図られてはいないと思います。その点でルートの見直しを図るよう求めたいと思います。

まず、吉浜県営住宅のバス停を、今、吉浜県営のところにはバス停がありません。従来のように住宅の中に設置できないか。また、市役所から刈谷豊田総合病院へ通っているバスについては、吉浜地区に停留所を設置できないか見直しすべきと考えます。

また、安城更生病院への乗り入れについてはどのようにしているか伺いたいと思います。お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） まず、御質問の県営吉浜住宅へのバス停留所の設置についてでございますが、既に県営吉浜住宅の利用者の皆様の声といたしまして、10月20日に町内会長、理事、市政クラブの地元議員さんを通じまして、市へ御要望をいただいております。

御要望をお伺いする中で、町内会長さんなどから、特に朝は市道宮浦線、具体的には名鉄の踏み切りから東のコンビニ間でございますが、非常に渋滞するというので、いきいき号がこの渋滞に巻き込まれおくれが生ずるため、コンビニを左折せずに県営吉浜住宅を通過するほうが早いとの御意見もいただいております。

また、今回の御要望に当たっては、町内会の皆様による住民アンケートが実施されており、86%の多くの方々が県営吉浜住宅にお住みの高齢者の方々の利便性を考えたほうがよいとの回答をなされております。これらの御意見を受け、安定運行上のふぐあいの解消及び利用者の利便性の向上のため、今月、高浜市地域公共交通会議を開催し、県営吉浜住宅内に停留所を新設するための協議を行ってまいります。

続きまして、吉浜地区に刈谷市コースの停留所を設置する件でございますが、まず、刈谷市コースの基本的な考え方といたしましては、市内路線の各コースを回り、一たん利用者の皆様に発着地でございます市役所にお集まりいただき、その後、刈谷市の刈谷豊田総合病院本院までダイレクトで運行をするものとしております。

このことは、いきいき号の運行指針において、市役所を市内路線の各コース及び刈谷市コースの発着地と位置づけていることからであり、仮に現行の刈谷市コースの中で吉浜地区に停留所を設置した場合、吉浜コースとの乗り継ぎ時間の調整ができていないため、余分な待ち時間が生ずることが懸念されております。一方、運行指針の発着地であります市役所でありますれば、市内路線の各コースに乗車が可能であります。また、庁舎内で雨、風等を避けるために待機することも可能であります。

このようなことから、市役所を乗り継ぎ拠点とし、ダイレクトで刈谷市コースを運行したほうが利用者の皆様にとって有効ではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、安城の更生病院への乗り入れというところでございますが、これにつきましては、現在、いきいき号が碧南市のくるくるバスにサンビレッジで乗りかえが可能ということで、そのくるくる号に乗っていただきますと、安城市のあんくるバスに榎前あたりでまた乗れるということがございますけれども、ちょっとこのあたりでは非常に時間等もかかります。今すぐいきいき号を安城の更生病院へということは考えておりませんが、いずれにいたしましても、一つの長期的な課題という形では認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 市役所から刈谷豊田総合病院へという件については、市役所が発着地点になるというお話ですが、吉浜の方たちにとっては、市役所へ行って、市役所からまた刈谷豊田総合病院へ行くというふうで、地元の方からそういう声は今上がっているんです。大変時間もかかりますし、ぐあいの悪い方たちが市役所へ行って、また病院まで行くというふうで、非常にそういう面では不便といいますか、不親切じゃないかという声が上がっています。ぜひそういう点で変更をしていただきたいと思います。

それと、安城の更生病院へは碧南から行けるといってお話がありましたが、高棚の共立病院でしたか、あのあたりで乗りかえをするようなことができないのかどうか、その点お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 安城で乗りかえができないかというところでございますが、当然、今市内コース4路線ございますが、これを市外まで運ばなければいけないというところでございますので、今回の7月4日に改正いたしました売りの一つでございますが、運行時間の短縮、このあたりとも密接に関係が出てまいりますので、今すぐにそれが実現できるかというのは、ちょ

つと疑問が生ずるかなというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） いきいき号の停留所、コース等の関係でございますが、このいきいき号の利用者につきましては、住居とバス停の距離、それから行き先、利用目的等々、個人ごとに利用環境と申しますか、利用条件が異なっておりまして、すべての方々に対して満足いただけるようなコースを設定するということは大変難しいものだと考えております。

今回、7月に新たなコースができたわけですが、できるだけ利用者の皆様方の御要望を取り入れ設定はしております。ただ、今のコースが絶対的なものというふうには考えておりませんので、先ほど吉浜地区の話もございましたが、運行等において大きな支障、問題があるような場合は、私ども地域公共交通会議等においてお諮りをし、また協議をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 吉浜地区は吉浜地区でバスが運行されているわけですが、そういう中でも刈谷豊田総合病院へ行かれる方たちは、せっかく吉浜を通っていくのに素通りで行くということで、皆さんは大変これはどうしてかということをおもひ言ってみえます。ぜひこういう点で見直しを図っていただきたいと思いますが、それについて要望しておきます。

次に、人間を大切にする教育、文化・スポーツの充実のためにお聞きします。

給食の食材は安心・安全な国産のものを優先的に使用し、小・中学校の直営自校方式を守るとともに、放射能検査を実施する考えは、また給食費は公会計に組み入れ、補助を増額することという問題についてお聞きします。

安全な給食の提供をぜひお願いしたいということなんですが、どこでとれた食材で、放射能が計測されているのか、また公表する必要があるというふうに考えますが、その点、どのように考えてみえるのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） まず、給食の食材の国内産を使用しというところでございますが、各学校おきましては、食材の見積もりをとるときに県内産あるいは国内産を優先する旨を伝えたり、地元の食材で出荷を迎える食材を事前に確認しまして、献立に生かすなどの工夫をしております。それで国内産食材を使用するように心がけておるということでございます。

それから、自校方式による当市の学校給食でございますが、大変おいしいというふうな評判をいただいておりますので、これにつきましては、今後も継続させていただきたいというふうに考えております。

次に、放射線測定器による検査についてでございますが、現在、国内で流通しております食品につきましては、厚生労働省のほうがお示しております地方自治体の検査計画に基づきまして、各

都道府県のモニタリング検査でありますとか、生産者の自主検査により安全のほうを確認されまして、基準値を超えた物資は流通していないというふうに考えております。こういった考えに基づきまして、学校給食も実施しております。

ただ、これで保護者の不安が完全に消えたということが言えないのが現状でありまして、こういったことを解消するために県に財団法人愛知県学校給食会というところがあるんですけれども、ここが独自に放射線量の測定を実施しております。この学校給食会におきましては、市町村への支援事業といたしまして、市町村が購入する物資の放射線量の測定をことしの9月14日から無料で実施しております。今後の取り組みは継続していくという予定であるということをお聞きしております。

ちなみに当市におきましても、9月に野菜等の食材につきまして放射線量の測定を依頼いたしました。異常値を発見されませんでした。今後につきましても、随時この測定依頼のほうを続けていただきたいというふうに考えております。

あと公会計の関係でございますが、学校給食の会計処理の方法、これにつきましては、過去に当時の文部省のほうから通知が出されております。まず、昭和32年の通知でございますが、ここでは私会計としての見解が示されております。近年では共同調理施設、給食センターですね。これが設置されてきた市町村もふえておりまして、当然扱うお金も多額になるということから、昭和39年には公会計としての見解も示されております。したがって、公会計によるか私会計によるかは、市町村の裁量にゆだねられておるということでございます。

当市におきましては、学校給食の適切な実施を確保するために学校給食会計監査員によりまして、現金出納簿あるいは通帳、それから納品書、請求書、こういった書類の調査及び聞き取り調査を行う会計検査を各学校、年3回実施いたしております。したがって、学校給食会計の透明性でありますとか公平性は十分図られておるということで、私会計による支障はないということから、現在のところ学校給食費を公会計に移行する考えはございません。

○議長（鈴木勝彦） 答弁が長いようですが、あと2分しかありません。なるべく早く。

○学校経営G（中村孝徳） 最後、食品の関係でございますが、補助の関係、食費が一般的には個人の負担に期すべきものであり、まとめて給食は食材料を調達するということから、個々に食事をする場合に比べて負担が軽減されておるということから、食材料に対する補助につきましては、これまでどおり実施する考えはございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 内藤議員、あと1分ですので簡略にお願いいたします。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 時間がありませんので、次に移ります。

平和な高浜市の実現を目指してからお聞きします。

平和を願う市民の先頭に立って「非核高浜市宣言」、これは議会は制定していますが、まだ市

のほうが制定していませんので、非核高浜市宣言を制定すること、また平和市長会議に参加する考えはないか伺います。

○議長（鈴木勝彦） 時間がありませんので、簡潔によろしくお願いいたします。

人事グループ。

○人事G（鈴木信之） それでは、1点目の非核高浜市宣言の制定ということでございます。

議員おっしゃるとおり、議会のほうでは決議をされております。したがって、その意思を尊重する立場といたしまして、平和行政を引き続き推進していく考えでございます。

それから、平和市長会議でございますけれども、この会議の加盟によって、必ずしも平和が享受されるというものでもございません。したがって、現時点では加盟の考えを持っておりませんので御理解願います。

○議長（鈴木勝彦） 時間となりましたので、質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時11分休憩

午前11時20分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、磯貝正隆議員。一つ、平成24年度予算編成について。以上、1問についての質問を許します。

13番、磯貝正隆議員。

〔13番 磯貝正隆 登壇〕

○13番（磯貝正隆） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、市政クラブを代表いたしまして質問をさせていただきます。

去る23年11月16日に私ども市政クラブは、吉岡市長に対しまして、要望書ということではなく、平成24年度予算編成に対する提言書という形で提出をさせていただきました。

この政策提言は、多くの市民の皆様方からお寄せいただいた要望をもとに、市政クラブの中で協議を重ねたもので、「明日の高浜を創る」ための提言内容であるものと確信をいたしております。

さて、我が国の経済は御案内のとおり、平成20年秋のリーマン・ショック以後、大変厳しい状況下に置かれたけれども、政府によるたび重なる経済対策の効果もあって、穏やかながらも回復基調にありました。しかしながら、本年3月に発生いたしました東日本大震災や史上最高の水準で推移する円高、ギリシャに端を発する欧州での債務危機問題に加え、タイの洪水被害による生産活動への影響など、ここへ来て景気の先行きは不透明感を増してきております。

内閣府が発表した11月の月例経済報告の基調判断では、景気は東日本大震災の影響により依然

として厳しい状況にある中で穏やかに持ち直していると、10月よりもやや下方修正がされており、さらには、先行きについても欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れや為替レート、株価の変動、タイの洪水の影響等によっては景気が下振れをするリスクが存在するとともに、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然として残っていることも注意が必要であるというふうにしております。

このような状況にあつて、政府は震災からの復興に全力で取り組むとともに、急激な円高の進行等による景気下振れリスクや産業空洞化リスクに先手を打って対処するため、さきに閣議決定をした円高への総合的対応策を迅速に実行するとしております。

本市に目を向けますと、高浜市のまちづくりの最高規範である自治基本条例に加え、市民と行政による英知と希望の結集である第6次高浜市総合計画が本年4月からスタートしており、この2つを両輪とした市民と行政による協働のまちづくりがこれまで以上に求められることとなります。それを牽引する行政力、職員力や地域力の強化を推進していく必要があるものと考えます。

第6次高浜市総合計画に掲げる基本計画を着実に実行するとともに、市民は高浜市の共同経営者であるという観点に立って市民参画を促進し、市民とともに総合計画のP D C Aサイクルを回し、進行管理を行う中で、市民が主役の経営を行い、将来都市像である「思いやり 支えあい 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向け、常に前向きに職員一人一人の能力の向上に努め、市民ニーズに対応した施策を適切かつ効果的に展開し、地域や市民の皆さんの自主的、自立的活動を積極的に支援する必要があります。

このような中で、本年10月に示された高浜市中期財政計画の改訂版の中では、平成24年度の財政見通しは、歳入はほぼ横ばいと見込まれる一方で、歳出では扶助費等の社会保障分野にかかわる経常経費の増加が避けられず、依然として非常に厳しい状況にあると見込まれております。

当局におかれては、平成24年度の予算編成に当たり、第6次高浜市総合計画を着実に推進していくことはもとより、将来を見据えた安定的で、そして持続可能な財政基盤の構築を図るため、「高浜市の未来を創る予算」と位置づけ、限られた財源の中で事業の優先順位づけを行い、選択と集中によるメリ張りのきいた健全な財政運営を行うとともに、事業の見える化や無駄の削減を行い、納税者の視点に立った納得のいく経費で、納得のいく効果を上げるべく中期財政計画に基づき、効率的・効果的な予算編成に努めていることと思っております。

そこで、まず私ども市政クラブから高浜市に対して提出をさせていただいた提言を読み上げさせていただきますので、平成24年度の予算編成に当たり、提言に対する当局の見解あるいは取り組み内容についてお尋ねをいたします。

一つ、防災対策については、東日本大震災の教訓を生かし、地震対策のさらなる補助等を図るとともに、津波対策等地域防災力の一層強化を進めよ。

一つ、都市計画マスタープランの実現に向け、具体的な計画を策定し、さらなる地場産業の支

援を図るとともに、優良企業の誘致、創業支援、産業の活性化を進め、雇用と歳入の安定を図れ。

一つ、教育基本構想の周知を図り、教職員、保護者、地域との情報を共有し、次世代を担う生徒、児童を育てる施策を進めよ。

一つ、生涯学習基本構想に基づき、子供の好奇心を刺激する場を提供し、生涯を通して学ぶ心を育て、地域の学びと行動を次の世代につなげる仕組みをつくれ。

一つ、子育て支援については、ハード面での整備は将来を見据えながら検討し、人材育成については、さらに進めよ。

一つ、医療環境については、必要な者が必要な医療を受けられる環境整備のために、病診連携を初めとする地域医療の充実を図れ。

一つ、超高齢化社会に対応すべく、地域の実情に合った介護体制、介護予防体制を整備せよ。

一つ、障がい児・者が安心して生活できるよう生活の場、雇用の確保に努めるとともに、生涯を通じて一貫した支援を図り、さらなる相談体制を充実せよ。

一つ、交通安全対策（歩行帯や横断歩道の確保、道路表示等の整備を含む）については、各種団体、組織と連携を密にして進めよ。

一つ、衣浦大橋東交差点の高架事業の早期実現と人口構成、社会変化、産業構造に対応したインフラ整備の見直しを図れ。

一つ、「みんなで犯罪のないまちにしよう条例」のさらなる周知を図り、防犯対策を地域とともに進めよ。

一つ、「みんなでまちをきれいにしよう条例」のさらなる周知を図り、環境問題対策を地域とともに進めよ。

一つ、「公共施設のあり方検討」の内容を踏まえ、それに基づく長期的展望に立った財政計画を早急に作成し、持続可能な財政基盤の構築を図れ。

一つ、既存のスポーツ施設について、整備とさらなる有効活用を図れ。利用者増に伴い不足する施設については、都市計画、土地整備事業等にあわせて充実を図れ。

以上、14項目にわたる提言であります。

私ども市政クラブのお示いたしました提言について、継続的な提言項目については、これまでの具体的な取り組みと、そして平成24年度では何を行うのか、また新規の提言項目については、平成24年度の予算編成にどのように反映していただけるのかといった点について、予算編成における基本的な考え方も含めてお願いをいたします。

よろしく願いをいたします。

〔13番 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） それでは、磯貝正隆議員の平成24年度予算編成についてお答えをさせていただきます。

なお、さきに御質問された12番議員の御質問に対する答弁と重複するところがございます点につきましては、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

去る11月16日、市政クラブの皆様方から平成24年度の予算編成に対する提言書を御提出いただきました。その中では、現在の社会経済情勢を初めとする地方自治体を取り巻く環境の変化を的確に把握されるとともに、地方自治体が直面するさまざまな行政課題についても、高い識見に基づき指摘をされており、改めて敬意を表するところであります。

今後は、その御趣旨を十分に踏まえ、行財政運営に当たらせていただきますことを、まずもって申し上げる次第でございます。

それでは、初めに平成24年度予算編成における考え方並びにその背景についてお答えを申し上げます。

我が国における経済状況は、東日本大震災の影響や引き続く史上最高水準の円高傾向、さらには低迷する海外経済情勢などにより、依然として先行き不透明な状況にあります。そのような中、本市の財政状況につきましては、さきに試算した中期財政計画（改訂版）における財政収支の見通しでは、歳入の根幹をなす市税収入は、雇用所得環境の低迷や新規設備投資の抑制などから増額は見込めず、依然として財源の確保は厳しい状況になるものと見込んでおります。

個人市民税の現年課税分につきましては、納税義務者数の増加や年少扶養控除の廃止などの要因により、前年度当初予算対比9.8%、約2億1,600万円の増と、若干の回復の兆しが見られるものの固定資産税の現年課税分につきましては、評価替えの影響を受け、前年度当初予算対比7.2%、約2億6,800万円の減収を見込み、市税収入全体では前年度当初予算とほぼ同額の約75億円と試算をしているところであります。

一方、歳出面では、少子・高齢化対策や不況に伴う生活保護費といった社会保障関連経費などの経常経費は年々増加し、今後も避けられない状況にあります。また、東日本大震災に伴って高まる防災対策の強化、公共施設の老朽化への対応など、市民生活にかかわる喫緊の課題に時期を逸することなく的確に対応していくためには、さらに厳しい財政運営を強いられるものと認識をいたしております。

そこで、平成24年度は、今年度からスタートしております第6次高浜市総合計画を着実に推進していくことはもとより、将来を見据えた安定的で持続可能な財政基盤の構築を図るため、「高浜市の未来を創る予算」と位置づけ、総合計画の着実な推進、中期財政計画の遵守、市民目線の重視の3つの基本的な考えに基づき予算編成を実践することといたしております。

また、第6次総合計画の基本計画に掲げる財政計画に基づき、施策・事業の実施に当たっては、緊急度や必要性などをもとに優先順位をつけるなど、メリ張りのきいた予算編成に取り組みます

を実現するため、予算要求に当たっては、各グループにおける事業の優先順位づけを行うとともに、その編成のプロセスを市民の皆様にはわかりやすくお伝えするため、一定の段階ごとにその過程をホームページで公表するなどといった新たな予算編成に取り組んでおるところであります。

そこで、御質問の市政クラブの皆様方からいただいた提言がこういった形で施策に反映するのにかについて、その提言に従ってお答えをまいります。

まず、最初の防災対策について、東日本大震災の教訓を生かし、地震対策のさらなる補助等を図るとともに、津波対策等地域防災力の一層強化を進めよについてであります。

今回の東日本大震災の被害は甚大で、特に命を落とされた方の9割以上は津波による被害でありました。このことから、沿岸部に面している本市についても、津波による災害から逃れるためには、いかに早く高い場所に避難するかが重要な課題であると、改めて認識をいたしておるところであります。

そこで、紙媒体で情報を提供するだけでなく、日常生活での理解が重要であると考え、今年度3月中旬を完了予定として、標高の見える化を実施いたしております。

具体的には、町なかの電柱約500カ所、避難所等100カ所程度に標高を示すことで、自分の住んでいる地域の高さを知っていただき、自助意識を高めてもらうことから始め、平成24年度は第2段階として、地域の御意見を参考にしながら、避難経路等について検討いたしていく予定でございます。

また、緊急地震速報、大津波警報などの災害情報をいち早く周知することが重要であると考え、昨年度整備しましたJ-ALERTでの災害情報を一斉送信できるように、水害ハザードマップでの津波の浸水域、東海豪雨で浸水した地域などを対象区域として、新たに同報系防災無線の整備を計画いたしております。屋外拡声器を設置するとともに、移動系の防災無線をデジタル化することによって、災害対策本部と避難所及び現場との情報伝達並びに避難所間の情報共有を図ることで、避難所間の連携を高めてまいります。

今回の震災の教訓として、想定外の災害に対する防災対策の重要性も明らかになりました。そのため、従来実施していた総合防災訓練のあり方についての見直しを行い、その結果、防災に対する自助、共助、公助のあり方について幾つかの課題が見えてまいりました。課題を解消するためには、現状の把握と同時に地域防災の役割について、ネットワークの構築が必要であるとの見解から、現在、高浜市の未来を創る市民会議の防犯・防災部会において、地域防災ネットワークをテーマとして検討を進めております。

今年度は、外部講師を招いて検討会を2回開催し、現状と問題点について御教示をいただく中で、さらなる課題などを抽出し、平成24年度には自主防災組織による地域防災ネットワークのモデル地区を構築し、アドバイス等に基づき検証していく予定をいたしております。

行政や個人では対応できない公と私の隙間を埋めることができるのが、町内会やまちづくり協

議会が軸となっている自主防災組織であります。この自主防災組織を充実させることで、地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、防災対策の最優先課題は、市民のかけがえのない生命・身体及び財産を震災被害等から守ることです。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により多くの人命が失われました。地震等の災害から逃れるためには、まず自分を守ることが大切であります。そのため、自分自身のための行動として、室内の危険性を取り除くことが重要であり、平成24年度におきましても耐震診断及び耐震改修費補助並びに家具転倒防止器具の取り付けなどの補助を継続していくとともに、自助について啓発活動を行ってまいります。

次に、2番目の都市計画マスタープランの実現に向け具体的な計画を策定し、さらなる地場産業の支援を図るとともに優良企業の誘致、創業支援、産業の活性化を進め、雇用と歳入の安定を図れについてであります。

地場産業については、窯業展出展事業、販路開拓事業及び三州瓦屋根工事奨励補助事業等々、三州瓦の全国に向けた情報発信を引き続き支援してまいります。

また、中小企業者については、商工業振興資金融資制度及び愛知県経済環境適応資金融資制度による信用保証料の補助金の実施などにより、活性化を促してまいります。

創業支援については、たかはま経営塾への支援を初め、空き店舗活用創業支援事業、創業支援資金利子補給金事業などにより、創業を積極的に支援してまいります。

なお、今年度末をもって補助制度の終了を予定いたしておりました「がんばる事業者への応援補助事業」につきましては、これまでの利用実績、制度の効果などについて総合的に判断をいたしました結果、平成24年度からは新たな支援項目により事業者への経営基盤の安定を支援してまいります。

企業誘致への取り組みでは、高浜市企業誘致等に関する条例に基づき、製造業を営む新たな企業の誘致及び既存企業の事業規模拡大に対する支援を推進いたしておるところであります。

新たな雇用の創出と安定した財政基盤の確保のためには、新たな工業系の用地の創出が課題であります。都市計画マスタープランの土地利用に位置づけられた内陸部の工業系市街地の拡大、候補地の豊田町三丁目部分、小池町一丁目、二丁目を中心とした部分について、積極的な取り組みが必要であると認識いたしております。

なお、豊田町三丁目地内では、民間事業者による企業進出の新たな動きが発生いたしており、こうした情報の収集に努めるとともに、状況に応じて高浜市産業立地の促進に関する条例に基づく奨励措置等、事業の推進に当たりましては関係機関と連携を図りながら、企業誘致を進めるための積極的なアクションに努めてまいりたいと考えております。

農業につきましては、安定的な農業経営のための優秀な人材の確保や経営の多角化・法人化を目指す農業経営者を積極的に支援してまいります。加えて、特産物開発プロジェクト会議及び農

業関係者との連携により特産物の発掘及び商品開発に努め、地域農業の活性化を促進してまいります。

観光事業については、刈谷市との定住自立圏共生ビジョン分野での観光分野における協力体制並びに市内の関連団体との連携体制を推進し、魅力ある地域資源の発掘に努めてまいります。

次に、3番目の教育基本構想の周知を図り、教職員、保護者、地域との情報共有をし、次世代を担う生徒、児童を育てる施策を進めよについてであります。

教育基本構想につきましては、10年後の高浜市の教育を見据え、子供たち一人一人の才能や夢を育てる幼・保、小、中が連携した教育のあり方について、教育基本構想策定委員会を平成22年4月に立ち上げ、素案を作成してまいりました。

本年8月には、市民向けの説明会を開催するとともに、9月にはパブリックコメントを実施し、これらを踏まえ、教育基本構想策定委員会において構想案を作成し、10月の定例教育委員会において可決されたところであります。

教育基本構想の第1部の冒頭に掲げております高浜教育ビジョンは、高浜を愛し、高浜のよさを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成としております。

次に、基本計画の第1章の上位目標として「協働する力を高め、社会的自立を果たす未来市民の育成」、第2章の上位目標は「幼・保、小、中、地域が協働して学びや育ちをつなぐ仕組みを開発」、第3章の上位目標は「未来の自立的市民を地域で育てる教育環境の創造」となっております。さらに、この下に下位目標、取り組みの考え方、取り組みの具体と続いてまいります。

今後の予定といたしましては、12月中に教育基本構想の印刷製本を行い、議会の皆様や小・中学校の教職員を初め、高浜市の未来を創る市民会議のメンバーの皆さん、幼稚園、保育園、公民館等の公共施設、各まちづくり協議会、町内会等に配布するとともに、ホームページにも掲載し周知を図ってまいります。

また、教育基本構想の中心軸となってまいりますのが、幼・保、小、中一貫教育であり、学校、保護者、地域の三者の連携が必要不可欠であります。そのためには、定期的に情報交換をする場を持つことが必要であり、基本構想のアクションプランの中で検討していく予定でございます。

このように、平成24年度から教育基本構想に基づくアクションプランがスタートするわけですが、基本構想の進行管理を担うための大きな柱として、第1章に教育センターの設置が掲げられております。この教育センターとは、教育委員会内に事務局を置き、教育基本構想の理念に基づき計画推進、実行する組織のことでございます。具体的には、現職の県教員1名を市の一般職として雇用し、教育基本構想を推進していこうという考え方でございます。

なお、細部につきましては今後検討し、関係条例等につきましては、3月定例会に議案として上程させていただく予定でございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、4番目の生涯学習基本構想に基づき、子供の好奇心を刺激する場を提供し、生涯を通し

て学ぶ心を育て、地域の学びと行動を次の世代につなげる仕組みをつくれについてであります。

現在、策定中の高浜市生涯学習基本構想では、将来を担う子供たちを学びの根っことしてとらえ、人づくりとまちづくりが還流し合う生涯学習を目指しております。

子供たちの学びの好奇心がわき上がってくるように、さまざまな体験機会を設けるといったアプローチを行うとともに、大人が子供に夢や希望を語りかけ、子供と大人がともに学び合い、高め合う世代間の連帯をはぐくむ取り組みを進めていくことも大変重要であり、そうした環境の中で育った子供が大人へと成長したとき、自身の体験を思い起こし、自分の子供たちの世代に対してアプローチをする、そのかわりを通して、さらに自分を高めていくことにつながると考えております。

まちへの愛着や誇りを深め、そしてそんな人づくりとまちづくりが還流し合う生涯学習を展開していくためには、学びと行動の還流ネットワークの形成が必要であると考え、そのネットワークの形成を図ってまいりたいと思っております。

その中で「たかはま夢・未来塾」につきましては、平成24年度をもって3カ年事業が終了いたします。来年1年をかけて、確かな学力の前提となる学ぶ意欲、好奇心を刺激するような新たな事業を、未来塾の理事関係者等と意見交換を行いながら検討してまいります。

また、中・高校生の居場所「バコハ」につきましては、これまでのバンド活動にとどまらず、今回の「タカハマ物語」での経験を礎として御協力をいただいた方々や大学生、OBなどを含めて、みずから考え企画し、実践をするという想像力、成功体験が得られるという場として、子供からの提案を軸に支援をしてまいりたいと考えております。

次に、5番目の子育て支援については、ハード面での整備は将来を見据えながら検討し、人材育成については、さらに進めよについてであります。

子育て施設の施設整備につきましては、高浜市子育て・子育て施設の整備及び民営化検討委員会からの提言、報告書を参考に、まずは老朽化に対する改修の必要性・緊急性の高い施設の改修工事を中心に優先度をつけた対応を検討してまいります。

また、現在職員プロジェクトにおいて、就学前人口の各年代の児童数の推移や施設の耐用年数、老朽化等の状況の調査をしている段階であり、平成24年度以降に打ち出される一定の方向を踏まえ、既存の施設の建てかえや延命等により、良質な保育環境を形成できるよう、将来を見据えた計画的な施設整備に努めてまいります。

しかしながら、保育ニーズは時の経済情勢等により非常に流動的でありますことから、保育サービスの提供側も流動的な対応を求められております。そこで、3歳未満児については、現在、集団保育だけでなく、小規模な家庭的な雰囲気保育を実践する家庭的保育所が3カ所の公共施設の中で実施されております。新たに保育所が運営する家庭的保育所を増設することで、保育所以外での多様な保育サービスを充実し、提供してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の人材育成としては、家庭的保育事業の保育者の質を高めるとともに、子育て支援の担い手となる人材育成を目的として実施してまいりました「子育て家庭支援者養成講座」により、66の方が家庭的保育ガイドラインに基づく家庭的保育者の認定を取得されました。家庭的保育を初めとして、保育園や各種子育て支援のさまざまな場所で子育て支援者として活躍をいただいております。

今後も引き続き、認定者の方の乳幼児保育の知識・技能の維持向上のために、バックアップ研修等を実施することで、質の高い地域の子育て支援者を子育て支援のキーパーソンとして施設から子育て支援事業まで、柔軟に対応できる地域の子育て力の強化を図ってまいります。

次に、6番目の医療環境については、必要な者が必要な医療を受けられる環境整備のために、病診連携を初めとする地域医療の充実を図れについてであります。

本市の地域医療は、高浜市医師会及び歯科医師会の先生方の献身的な御尽力により支えられておりますことは、御案内のとおりであります。また、休日における第1次救急医療体制につきましても、医科、歯科ともに在宅当番医制により緊急時の初期疾患に迅速に対応していただいております、市民の皆さんが安心して受診いただける環境を整備しておるところであります。

一方で、病院の診療受付時間に関係なく、自分の都合のよいときに診察を受けようとするコンビニ受診も全国的に社会問題となっており、病院勤務医の負担軽減のためのかかりつけ医の利用を促進する施策と病・診連携の強化が図られる環境整備が求められております。

現在、高浜市、刈谷市、知立市及び東浦町が連携して策定する定住自立圏共生ビジョンの中で、生活機能の強化を図るために地域医療連携ネットワーク構築事業に取り組んでおり、この事業は刈谷豊田総合病院と圏域内の診療所をインターネットで結び、紹介時の健診予約、検査予約の効率化や診療情報の共有化など、刈谷豊田総合病院を中核とした地域医療連携ネットワークを構築するというものであります。

これにより病院への救急患者の集中緩和やかかりつけ医の利用促進につながるとともに、それぞれの医療機関の役割が明確になり、必要な医療を適切に受ける環境が整備され、地域医療がさらに充実していくものと考えております。

次に、7番目の超高齢化社会に対応すべく地域の実情に合った介護体制、介護予防体制を整備せよについてであります。

介護体制の整備につきましては、平成24年度に小規模特別養護老人ホームの整備を計画いたしております。また、現在国のモデル事業として実施いたしております24時間対応定期巡回随時対応サービスにつきましては、今後、国が示す人員、設備、運営基準を踏まえ、実施に向けて検討してまいります。

なお、実施に当たっては介護保険事業計画に位置づけが必要なことから、高浜市介護保険審議

会等で十分御審議をいただいた上で、国の動向を見据えながら、現在、第5期介護保険事業計画を策定いたしておるところであります。

また、介護予防体制につきましては、平成23年4月から新たに65歳以上の高齢者の皆さんを対象に「いきいき健康マイレージ事業」をスタートいたしております。健康づくり活動では、自分の健康は自分でつくるという理念のもと、積極的に御自身の健康づくりに励む高齢者の方々に御自身の暮らしの中で、無理なく楽しく継続できる健康づくりを保健師と相談の上で決定し、チャレンジをいただいております。既に多くの方に御参加をいただいております。引き続き健康マイレージ事業を介護予防の施策の一つの柱として推進をしております。

さらに、本年度から高齢者の皆さんが人生を謳歌し、その人らしくいきいきと生きられる生涯現役のまちづくりの構築に向けた調査研究を始めており、市内各所の社会資源において、さまざまな介護予防プログラムを実践することにより、高齢者の皆さんが市内を動き、健康づくりに励んでいただくことを考えております。

1日の生活を自己選択、自己決定するための多様なプログラムを提供することにより、高齢者の皆さんの尊厳ある暮らしを実現いたします。平成24年度は、一部の社会資源において実験実証を開始し、25年度からの実現を目指します。

次に、8番目の障がい児・者が安心して生活できるよう生活の場、雇用の確保に努めるとともに、生涯を通じて一貫した支援を図り、さらなる相談体制を充実せよであります。

これまで、いきいき広場の地域包括支援センター内の障害者相談支援事業所では、障がいのある方の地域生活をサポートする身近な相談窓口として、精神保健福祉士などの専門職を配置し、相談支援機能の充実を図ってまいりました。

さらに、本年4月からは障がいのある方の就労を含めた地域生活を総合的にサポートする総合コーディネーターと就労支援を主に担う就労担当相談員を新たに配置し、障がいのある方の生活の場と就労の場の確保に向けた総合的な相談支援を行っております。

引き続き総合コーディネーターが中心となり、障がいのある方の生活の場と就労の場の確保に努めてまいりますが、長引く景気低迷の影響を受け、障がいのある方の就労については、依然厳しい状況にあることを踏まえ、来年度は、特に就労の場の確保に向けた支援に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

その主な取り組みといたしましては、一般就労の場の確保に向け、リストアップをした121社の企業を対象に実習受け入れ先の開拓を行うとともに、障がいのある方の実習への参加意欲が向上するよう、事業所等体験実習手当金支給制度の対象の拡大をしております。

また、企業や事業所の方に対し、障がいのある方の就労についての理解、促進を図るとともに、障がい児やその保護者の方に対し、就労について早くから意識していただくための取り組みとして、「たかはまはたらコセミナー」の開催や「たかはまはたらコ通信」の発行を継続的に実施し

てまいります。

さらには、現に一般就労されている障がいのある方が継続して就労できるよう、就労されている障がいのある方への定着支援、そして雇用している企業等への支援を継続して行ってまいります。

本年4月から、いきいき広場3階に開設いたしましたこども発達センターでは、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士といった子供の発達に関する専門職を配置し、さらに保健師や保育士、教諭など関係者が集まり、チームで子供の成長の支援とあわせて親支援を行っております。開設時の目的であります子供の出生から継続して支援ができるよう各機関が連携し、子供の将来の地域生活を見据え、ライフステージに応じた相談支援を行うための拠点を目指しており、今後は個別の相談事業や情報提供に加え、こども発達センターからの情報発信も実施してまいります。

また、小・中学校の不登校相談事業全世代楽習館からいきいき広場に移転し、小学生や中学生の相談も同じ場所、同じフロアで実施をしております。来年度は子供の発達において重要な小学校、中学校の9年間の義務教育期間の相談体制をさらに充実、強化させるため、新たな発達専門相談員を配置し、多様な子供、そして保護者の課題に対応してまいりたいと考えております。

また、今年度から小学校就学前の健診機会として5歳児健診を実施いたしておりますが、出生から乳幼児期、就学前から就学時、進学時、卒業時など状況が変わる中、支援が途切れることがないよう地域生活支援システム「きらり」も活用し、子供の個々に応じた発達支援をしております。

加えて、障害者相談支援事業所に新たに配置された総合コーディネーターと連携し、中学校や高校の卒業の就労までの一貫した支援、生涯にわたる支援ができる支援体制を構築してまいります。

平成8年に福祉のワンストップサービスを目指し開設したいきいき広場は、高齢者から始まり障がいのある方、そして子供を加え、ただいま申し上げたさまざまな事業を効果的に実施することにより、高浜市が目指す生涯を通じた「たかはま版地域包括ケアシステム」を構築してまいります。

次に、9番目の交通安全対策（歩行帯や横断歩道の確保、道路表示の整備を含む）については、各種団体、組織と連携を密にして進めよについてであります。

本年は、残念ながら交通死亡事故死4件ということで大変残念な年末を迎えております。明日9日には決起集会をして、死亡事故多発非常事態宣言を行う予定であります。

交通死亡事故をなくすには、市民一人一人の方々が交通ルールを守り、みずからの問題としてとらえ、マナー向上に努めることが非常に重要であります。今でも大変たくさんの方に交通安全指導、街頭に立って活動していただいておりますが、今までの年4回の交通安全県民運動の期間中に行う一斉大監視活動及び街頭啓発活動、交通安全早朝パトロール、保育園、幼稚園、いきいき

クラブ、企業等を対象とした交通安全教室、こういった活動をたくさんの方に今後も御賛同いただき、警察関連機関団体と連携を保ちながら、この交通安全活動を強力に推進してまいりたいと考えております。

また、町内会を初めとする地域からの要請のある道路表示等の交通規制につきましても、地域の声を警察のほうに届けてまいりたいと思っております。

10番目の衣浦大橋東交差点の高架事業の早期実現と人口構成、社会変化、産業構造に対応したインフラ整備の見直しを図れについてであります。

衣浦大橋東交差点は、愛知県において平成18年度から高浜立体事業として事業着手をいただいております。平成19年には国庫補助事業として地質調査、橋梁予備設計等を実施し、平成20年には地質調査、橋梁詳細設計等の実施や高架橋工事のための関係機関との協議を行い、引き続き電波障害調査等委託を実施し、平成23年度までに橋台1基と橋脚13基について工事完了または着手となっております。来年度以降の工事としては、下部工工事の橋台1基、橋脚4基と上部工工事を残している状況にあります。

この道路は都市計画道路衣浦豊田線として都市計画決定しており、碧南、高浜、刈谷、知立及び豊田の各市を結び、都市間交通の円滑化、産業経済の発展を担う重要な路線であります。引き続き関係団体とともに連携を図り、道路事業の早期完了に向けて、事業主体である愛知県への要望を強力に推進してまいりたいと思っております。

次に、インフラ整備の見直しにつきましては、第6次高浜市総合計画において10年後の計画人口、4万8,000人と想定しており、これに伴う人口増や社会変化に合わせてとともに、日本を代表するものづくり拠点地域である特徴を生かして、近隣自治体とも協力をして住民生活に必要な機能を効率的に確保することにより、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めることが必要であります。

幹線道路網につきましては、都市計画道路の位置づけをされており、諸機能、特に交通機能が適切に形成されることによって発揮されるため、都市の将来像を踏まえ、原則として都市全体の道路ネットワークを対象とした検討を行い、その必要性や効果等を明らかにして見直しを行うことが適当であり、今後は人口減少や超高齢化社会への対応に向けて日常生活に必要な道路網との関連を含め、影響の及ぼす範囲を最低限の地区に限られることを確認した上で道路網のあり方についての検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、11番目の「みんなで犯罪のないまちにしよう条例」のさらなる周知を図り、防犯対策を地域とともに進めよについてであります。

身近に起こる犯罪などの危険から命を守ることは、まちづくりの根幹にかかわることです。高浜市犯罪のないまちにしよう条例に基づき、みずからの安全はみずからが守る、地域の安全は地域で守るという意識を持ち、市民、地域、事業者、関係機関と行政が一体となって犯罪防

止活動を行うことにより、安全で安心して暮らせるまちを目指してまいります。

現在、町内会から御推薦いただいた委員さんを中心に構成されている防犯委員会による街頭での啓発活動や防犯パトロールの実施がされており、まちづくり協議会の防犯活動会議には職員も参加し、情報交換をさせていただいておるところであります。

また、愛知県ではインターネットコンテンツを使った地域安全への取り組みの一つとして、事件等に関する情報と皆様の安全に役立つ情報を携帯電話向けメールマガジン「パトネットあいち」としてお届けしていることから、このコンテンツへの登録をまちづくり協議会等自主防犯団体への呼びかけをしております。

今後も地域団体の自主性を尊重しながら、活動の活性化を図るとともに、防犯委員会を中心に各種団体組織との情報交換に努めてまいり所存でございます。

このほか地域の安全を守るために、市民、事業者、関係機関と連携し、環境に配慮したLED灯を活用し、夜間安心して歩ける、明るく住みよい犯罪のないまちを目的とした防犯灯の整備を行ってまいります。

市内には2,158灯の防犯灯があり、そのうち20Wの蛍光灯が1,135灯あります。この1,135灯の防犯灯を国の交付金を活用し、平成23年度、24年度でLED10Wの防犯灯に交換してまいります。これによって、消費電力は10Wになり、これは20Wの半分でありますので、CO₂の削減効果につきましても、年間約21tの削減効果が期待できるところであります。残り1,023灯の水銀灯につきましても、平成25年度以降、古いものから順に省電力タイプの防犯灯に交換することを計画いたしております。

次に、12番目の「みんなでまちをきれいにしよう条例」のさらなる周知を図り、環境問題対策を地域とともに進めようであります。

平成21年4月1日に施行されました高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例は、その目的でありますきれいで住みよい地域社会を実現する上で、地域の市民、事業者及び市がそれぞれの役割のもと協働して取り組むことが必要となります。

御提言の本条例のさらなる周知でございますが、これまでも広報紙、公式ホームページへの掲載、地域のイベント開催時における啓発チラシの配布、関係機関への啓発ポスターの掲示など、機会あるごとに市民、事業者の皆様へ周知を図るとともに、条例で規定されておりますポイ捨てや犬ふん放置の禁止を呼びかけるため、苦情の多い箇所へ啓発看板を設置してまいりました。引き続き条例の目的でありますきれいで住みよい地域社会を実現するため、条例で個別に規定する事項の検証、評価を行う中で、今以上に周知を図ってまいります。

また、本条例を推進するに当たり重要な役割を果たすのが、地域で活動されております環境美化推進員の存在であります。現在、高浜市議会市政クラブの皆様を初めとし、20団体、活動人員1,847名の皆様の御登録をいただいておりますが、今後も登録を広く呼びかけ、環境美化推進員

をさらにふやしていくとともに、こうした団体の皆様の活動内容を広報やホームページ等で市民の皆様へ周知をすることで、環境美化に対する意識の向上を図ってまいります。

さらに、環境問題に関しましては、平成7年10月から実施いたしております資源ごみ分別収集のさらなる分別精度の向上を図るため、高浜エコハウスにおいて「分別大相撲」を開催する予定であります。

この分別大相撲は、市民、特に児童・生徒が楽しみながらごみの分別について一緒に学び合い、競い合う場を通して、互いの分別知識や家庭内の分別精度を高めていくことを目的としております。具体的には、分別品目の難易度に応じた分別試験に挑戦していただき、学んだ分別知識のランクづけを行い、「序の口」から「横綱」へステップアップしていく仕組みで、年に4場所ほど分別能力を競い合う分別場所の開催を計画いたしております。

年明けの1月15日から大相撲の登録受付を開始する予定で、今後、1人でも多くの市民、児童・生徒の皆さんに参加していただけるよう制度の周知を図ってまいります。

次に、13番目の公共施設のあり方検討の内容を踏まえ、それに基づく長期的展望に立った財政計画を早急に作成し、持続可能な財政基盤の構築を図れについてであります。

公共施設のあり方検討事業の目的は、今後の公共施設のあり方の全体方針を検討し、限られた財源、資産の有効活用を図るものであります。このため平成23年度は、現在の公共施設の実態を明らかにするとともに、公共施設の置かれている現状と課題に関するデータを集積し、わかりやすい情報として市民の皆様と共有するための高浜市公共施設白書を作成することとしております。

この白書の作成状況を申し上げますと、第1章並びに第2章の案が完成しつつあります。市の財政状況や土地建物についての状況を示し、今後の更新にかかる大まかな費用や期間を定量的に明らかにしております。

次に、第3章の公共施設用途別実態把握につきましては、各施設を所管するグループに随時調査を依頼し、データの取りまとめを進めており、最終的には施設別の年間トータルコスト及び利用状況等の詳細が明らかになる予定であります。

平成24年度には白書の結果を分析し、より効率的・効果的な維持管理を行うために民間活力の導入を含めた維持管理の見直し、老朽化施設の適正保全に向け、将来見込まれる施設の更新コストの平準化、利用率や空間の有効活用など、さまざまな方面から重点となる課題を的確にとらえて、前例にとらわれることなく各施設のあり方を抜本的に見直し、計画を策定いたす考えでございます。

長期的展望に立った財政計画の策定につきましては、この計画を策定した後、その計画との整合性を図りながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、14番目の既存のスポーツ施設について、整備とさらなる有効活用を図れ。利用者増に伴い不足する施設については、都市計画、土地整備事業等にあわせて充実を図れについてであり

ます。

スポーツ施設につきましては、現在、指定管理者でありますNPO法人たかほまスポーツクラブに管理、運営を委託しておりますが、スポーツ施設の老朽化に伴う設備の改修を計画的に進めていくため、今年度には、碧海グラウンドのナイター設備の改修を実施しています。また、昨年度から高浜高等技術専門校のグラウンドについて、学校が休みとなる土曜日、日曜日にグラウンドをお借りすることができるようになり、少年野球の方々が除草などを行い、砂も入れてグラウンドを整備し、利用されておるところであります。

利用者増に伴う施設の不足につきましては、現在、愛知県において整備が進められております（仮称）高浜緑地に多目的グラウンドを整備する計画であり、今年度じゅうには埋め立ての竣工を予定しております。その土地につきましては、平成24年3月の高浜市市議会にて、埋め立てに伴い新たに生じた土地の確認と埋め立てに伴う字の区域の設定について、土地の面積及び町名の議決をいただく予定をしております。

この高浜緑地は、平成19年度と平成20年度の2カ年に改訂を行ったベイサイド計画の中で検討会を行っており、吉浜まちづくり協議会や渡し場かもめ会、商工会等の関係団体や知立建設事務所、衣浦港務所にも御参加いただき、地域の身近な遊び場として、野球、サッカー等の多目的広場や海との触れ合いの場として利用できる空間として整備する計画となっております。

今後の予定ですが、愛知県にて今年度末から来年度にかけて、安立荘前の護岸と（仮称）高浜緑地側の護岸をつなぐ工事及び工事用車両の通行を確保するため、芳川児童遊園と（仮称）高浜緑地の境界に工事用車両の通行道路を設置する工事を進め、将来的にこの道路はベイサイド計画で予定されております芳川児童遊園を駐車場として利用するための進入用道路として整備をしていただけると伺っております。

以上、御質問の趣旨に従いましてお答えをさせていただきましたが、市民と行政の英知と希望の結集である高浜市の未来を創る設計図、第6次高浜市総合計画の計画期間が今年度からスタートしております。未来に向かって新たな一步を踏み出したところでございます。

目指すべき将来都市像「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ大家族たかほま」を実現すべく4つのまちづくりの目標達成に向け、その具体的な内容を示す行動計画であるアクションプランを初めとした諸施策を着実に推進していけるよう、新年度の予算編成に当たってまいりたいと考えております。

なお、細部につきましては、現在調整を行っている最中でございますので、厳しい財政運営の中での調整でございます。優先順位等の設定により若干の変更があることを御承知いただきますようお願い申し上げますとともに、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 13番、磯貝正隆議員。

○13番（磯貝正隆） 私どもの提言に対しまして、本当に丁寧に具体的な内容にも踏み込んでお答えいただきました。本当にありがとうございました。

私どもこの24年度予算編成をしっかりと見届けていきたいというふうに思っております。

御案内のとおり、今、基礎自治体、市町村の責任はますます重くなってきております。この社会情勢の変化に耐え得る強靱な自治体の構築が必要になってきており、それを目指していかなければなりません。市長の答弁にありましたすべての施策の実行、実践、確実に、そしてスピード感を持ってお願いしたいところでございます。

私どものまちは、残念なことに13km²という狭隘なまちでございます。しかしながら、逆に幸運なことに13km²のまちでございます。B1グルメの参加者の皆さん、あるいはまた映画「タカハマ物語」に出演の皆さんを初めとした、元気ではつつ、そしてまた加えて、豊富な社会経験をお持ちの市民の皆さんがたくさんお住まいになっておるこの13km²のまちでございます。どうかひとつ、その特徴をしっかりと生かしたまちづくりをお願いしたいところでございます。

さて、さきにも申し上げましたけれども、23年度は大きな天変地異含めて、円高あるいはソブリン債務危機、そしてまたタイ、大変な不安要素が出てまいりました。まさにこの変化に対応する自治体をおつくりいただければというふうに思います。

12月5日の日経新聞にもございましたけれども、「自治体破綻、米国で相次ぐ」という見出しがありました。これは、平成20年の金融危機以来、米国では年金債務やインフラ維持費が重荷になっていることが要因であり、日本も社会保障費の負担増や過去の投資の返済に苦しむ事情は似通っており対岸の火事とは言えないと、こういうふうにありました。

まさにそのとおりでございます。24年度予算編成は大変厳しいものがあると思います。予算編成の細部については現在調整中とのことでありますけれども、高浜市が自立した、そしてまた強靱な基礎自治体として進展していくために、市長もおっしゃいました市民の皆さんと協働し、自治基本条例、そして第6次総合計画を両輪にし、未来の高浜に向けた予算編成を行っていただくことを要望させていただきます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時18分休憩

午後1時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、黒川美克議員。一つ、防災行政について。一つ、都市基盤整備について。以上、2問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） 皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、今回の市議会議員の選挙の公約として、区画整理事業等による旧市街地の活性化、それから町内会とまちづくり協議会を活用した防災・防犯対策の推進、それから図書館施設の充実の3点を掲げて初当選をさせていただきました。大変ありがとうございました。

6月の一般質問では、高浜市立図書館及び郷土資料館の移転について質問をさせていただきましたが、今回は、防災と都市基盤整備について質問をさせていただきます。

まず、防災行政について質問をいたします。

3月11日に発生した東日本大震災から約9カ月が経過しようとしています。まだ多くの方々が仮設住宅等で被災生活を送ってみえますが、これからますます寒さが厳しくなる中、被災されました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

ことし10月に開催されました第73回全国都市問題会議に参加させていただきました。その特別講演の中で、大西 隆東京大学大学院教授は、被災地の復興だけでなく、これから同様の災害が起こるおそれのある国内外のすべての地域に対して、生かすべき教訓を導き、予防的な対策をとっていくことが求められる。改めて振り返って、災害の特質と事前事後の対応策の課題を明らかにし、被害を軽減するための方策を的確に導いていく作業は、場合によっては時間を要するものもあるが、次の災害がそれを待ってくれるわけではないので、重要なものはできるだけ早くつかみ取って適応することが必要である。教訓として最も重要なことは、想定を超えた巨大な災害が発生する可能性は常にあり、その対処には減災の考え方を持って当たるほかはないということでした。

減災とは、被害を完全になくすことはできずに、被害の軽減を図ることとされるが、より具体的には、人命は守るが、家・施設などの財産は失われることを覚悟するという意味のことです。

また、中川幾郎帝塚山大学大学院教授は、その著書の中で、東日本大震災の被災地の現場でも、その集落や地域コミュニティにおける人々の助け合い、支え合いが取り上げられ、地域コミュニティのきずなが確実に生きていることが実証された。一方、阪神・淡路大震災では、避難所滞在から災害復興住宅入居に至るプロセスで、地域コミュニティから切り離された人々の孤立が軽視され、やがて孤独死が続出した。この阪神・淡路大震災における痛切な反省は、今後の復興政策に当たっても危機感を持って生かされていくべきであると述べられています。

そこで、次の3点について質問をいたします。

大西 隆教授の防災から減災への考え方について、高浜市はどのように考えるか。

2つ目として、高浜市では各小学校区にまちづくり協議会が設立されていますが、高浜市とし

ては、防災行政に今後どのように町内会と各まちづくり協議会を活用されていく考えか。

3つ目として、今後、発生が心配される東海・東南海・南海地震の発生について、高浜市としてはどのように対応する考えか。また、最新の津波被害状況の想定についてお答えください。

以上、3点についてお答えをお願いいたします。

次に、都市基盤整備について質問をいたします。

高浜市では、土地区画整理事業が昭和45年度から平成16年度までの間に9事業で約1.874km²、市街地再開発事業が約0.24km²で、合計、市域の約14.6%が施行されました。その結果、総人口が平成23年11月1日現在で4万5,728人となりました。これらの礎がこの都市基盤整備で行われたのではないかと思います。しかし、平成17年度以降現在まで、土地区画整理事業、市街地再開発事業等は計画すらされておられません。

さきの防災行政の中でも東海・東南海・南海地震について質問いたしましたが、藤原 一兵庫県県土整備部まちづくり局市街地整備課長が、阪神・淡路大震災復興土地区画整理事業から学んだことという特別講演の資料を読ませていただきました。復興事業として、土地区画整理事業や市街地再開発事業など多くの市街地整備事業を実施し、まちの復興に大きく寄与したとありました。

高浜市も今後、各種の計画を策定していく中で土地区画整理事業や市街地再開発事業や平成23年度に改訂された高浜市都市計画マスタープランをもとに市街地の整備計画を策定していくことが重要であると思いますが、高浜市としてはどのように考えられるか、御答弁をお願いいたします。1回目の質問を終わらせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

〔都市政策部長 小笠原 修 登壇〕

○都市政策部長（小笠原 修） それでは、順序が逆になりますが、黒川美克議員の2件目の都市基盤整備についてお答えさせていただきます。

御質問の都市基盤整備についてでございますが、まず、これまでに行ってきた土地区画整理事業と市街地再開発事業の内訳について御説明申し上げます。

高浜市内で施行された土地区画整理事業としては、市が事業主体となる公共団体施行と、ある一定区域の土地所有者等がみずから事業主体となる組合施行、個人で行った個人施行の区画整理があります。

初めに、当市が事業主体となり行った土地区画整理事業は、土地の有効活用、良好な住環境等の整備、住宅用地の供給を目的に、昭和45年に名鉄三河線、吉浜駅周辺の地区16.83haを吉浜南部土地区画整理事業として事業着手し、昭和51年度までに事業が完了しており、事業費は5億7,700万円となっております。

次に、市内で最も規模の大きな高浜中部特定土地区画整理事業は、昭和51年に事業着手し、平成元年に事業が完了し、事業費は52億5,890万円でした。

次に、組合施行の区画整理事業としては、高浜蛇抜土地区画整理事業から始まり、高浜竜田土地区画整理事業、吉浜北部土地区画整理事業の3つの事業が昭和63年度までに完了し、平成に入ってから、高浜東部土地区画整理事業、高浜南部土地区画整理事業、高浜向山土地区画整理事業が組合施行で事業着手され完了しております。

また、個人施行としては、平成13年から平成16年の間に実施した1.16haの高浜神明土地区画整理事業があり、事業費は9,320万円でした。

区画整理事業以外では、市街地再開発事業を三高駅周辺の東西2地区について実施しており、最初に事業着手しました三高駅西地区第一種市街地再開発事業は、市施行で高浜市春日町五丁目、六丁目地内、面積約1.7haで、施行年度は昭和63年度から平成9年度、事業費は114億2,500万円であり、もう一つは組合施行で三高駅東地区第一種市街地再開発事業で、高浜市沢渡町五丁目地内で面積約0.7haで、施行年度は平成3年度から平成6年度、事業費は34億4,500万円となっております。

この都市基盤整備がもたらした効果としては、利便性、快適性、防災性等の向上が図られ、道路の整備、改良により曲がりくねった道路は改善され、安全で快適な道路になり、狭い道路は原則6m以上の幅員が確保され、消防活動や緊急車両の通行もスムーズになりました。

また、歩道の整備により歩行者の安全性も確保され、すべての宅地が道路に接することにより宅地の利用価値が増進しました。新たに形成されたまちには公園が確保され、子供の遊び場や憩いの場である公園ができるとともに、潤いのある都市空間の創造とオープンスペースの増加による防災性の向上が図られ、また、ライフラインについても上下水道やガスなどの供給処理施設が一体的に整備されました。

しかし、近年の土地区画整理事業を取り巻く環境は、土地価格の下落と保留地処分の困難さ、権利者ニーズの多様化などにより事業期間が長期化する傾向が多く見られ、住民の合意形成が困難となるなど、極めて厳しい状況となっております。

また、事業化に向けては住民の皆さんと市が一緒にまちづくりの計画を考え、その計画に沿って道路、公園の用地や事業費を生み出すためにそこに住む住民の皆さんの土地の提供、これは減歩と申しますが、をしていただくことなど、それらのことに理解と協力をいただき、愛知県の規定では、地権者数のおおむね85%以上の同意を得ることが必要となっております。

今後は計画期間を平成23年度から平成33年度とした第6次総合計画において、基本構想における計画人口4万8,000人を目指したまちづくりを進める必要があります、それに沿った土地利用構想として、だれもが安心して暮らし、市民が愛着を持って住み続けられるように地域の個性を生かし、活気と交流のあるまちづくりを進めるため、長期的視点に立った土地利用を進めるものとし

ております。この土地利用構想については、平成23年度に改訂した高浜市都市計画マスタープランにて、住宅地ゾーンや商業地ゾーン、工業地ゾーンとしての土地利用を図るべき地区を定めており、それに沿った計画を検討していくこととなります。

この中で市街化調整区域においては、住居系及び工業系の土地需要の対応が必要な地区において、既成市街地との一体性などに配慮した上で土地区画整理事業や地区計画制度を活用することにより、新市街地の整備を検討していくこととしております。中でも地区計画等は、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度であり、都市計画上の用途地域の規制を強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図るために活用されます。種類としては、一般的な地区計画、沿道地区計画、防災街区整備地区計画及び集落地区計画となっており、きめ細かな土地利用に関する計画と小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める詳細計画が今後の検討すべき課題と認識しております。

その中で、防災街区整備地区計画については、防災機能が著しく低い密集市街地において、火事、地震等の災害時における延焼防止、避難路確保のため必要な道路及び建築物等を一体的かつ総合的に整備する必要がある場合に、一般的な地区計画で定めることができる事項に加え、建築物の構造に関して、耐火、準耐火構造化すべきとの制限や建築物の特定地区防災施設に面する部分である間口の長さに対する割合等を定め、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることを目的としたものであります。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、土地区画整理事業を取り巻く環境と同様に、ほかの基盤整備事業も外的な経済の影響を受けやすいため慎重に取り組む必要があると考えておりますので、どうか御理解いただくようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 続きまして、防災行政の1問目、大西 隆教授の防災から減災への考え方について高浜市はどのように考えるかについてお答えいたします。

初めに、防災と減災の相違点の見解につきましては、防災とは、災害を未然に防ぐための施策や取り組みのことをいい、地震や風水害のような自然災害のみならず、火災、爆発のような人為災害あるいは伝染病のようなものへの対応も含まれて使われております。一方、減災とは、地震などの大規模な自然災害は発生そのものを防ぐことができないため、いざ災害が発生したときに被害を最小限に食いとめるための取り組みのことをいいます。

日本は、地震、津波、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、豪雪などの自然災害が発生しやすい条件下にあり、災害の根絶には限界があります。そこで、災害時に被害が大きいと考えられる事象に対して、限られた予算や資源を集中させることで被害の最小化を図ろうという減災という発想が生まれました。

議員も御存じのように、阪神・淡路大震災後の教訓といたしまして、被害を出さないための取り組みとされている防災よりも、あらかじめ災害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうという減災が必要であると唱えられるようになりました。減災に取り組むに当たって必要不可欠なことは、人命を第一に考えることです。

本市といたしましても、災害で命を落とすことがないように、まずは自助の徹底を促すことが必要との見識から、昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた木造住宅を対象に専門家による無料耐震診断を平成14年度から実施しております。平成15年度からは、診断の結果、倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があるとして診断を受けた場合の耐震補強改修に係る補助も実施しております。

さらに、平成21年からは経済的な理由などにより建物全体の耐震改修が困難な場合の対応策といたしまして、建物内に安全な空間を確保するために寝室などの1部屋に耐震シェルターや防災ベッドを設置する補助金制度を導入しております。家具の転倒防止につきましても、おおむね65歳以上の世帯などを対象にして、平成16年度から実施するなど自助の強化を行い、災害の軽減を図るための制度を充実させるとともに、広報紙への掲載やダイレクトメールの送付など、市民の皆さんへの周知徹底もあわせて行っています。

また、今年度は生きていることが前提条件で行っていた従来の総合防災訓練のあり方を再検討し、まずは自分の身は自分で守る自助と地域で協力し合う共助をテーマとして、地震などの災害時に在宅者の安否を周囲に知らせるタオルかけを行うことを周知いたしました。しかしながら、当日は台風の影響により警報が発令されていたために実施することができませんでしたが、その後、地域の皆さんによる自主的な防災訓練の中で実際に活用していただけたことから、このタオルかけは地域に浸透しつつあり、今後の減災対応に寄与できるものと考えております。

また、減災に取り組むに当たり、災害を知り地域を知った上で、行政のみならず市民一人一人の意識改革も必要であることから、地震の恐ろしさと耐震の重要性を子供のころから学んでもらうために、小学生を対象とした学習会を平成21年度から実施するとともに、防災講話といたしまして、幼稚園や小学校に出向き、保護者の皆さんも含めて普及、啓発も行っております。

みずからの家族の、そして近所の人々の命を守るためには、日常的な生活の中で正常化の偏見を打ち破り、想定外を生き抜く力を身につけることが大切であり、その活動が減災へつながる大きな力であると考えております。

続きまして、2問目の高浜市としては防災行政に今後どのように町内会と各まちづくり協議会を活用していくかについてお答えいたします。

大規模災害が発生した場合、災害の拡大を防ぐためには個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難が伴います。このようなときは、毎日顔を合わせている隣近所の住民が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むことが重要となります。そのため本市では、

各町内会や各まちづくり協議会を軸に自主防災組織を結成し、災害発生時はもちろん日ごろから地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組む体制を整えてまいりました。

自主防災組織の役割といたしましては、大規模の災害が発生した場合、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に食いとめるため、日ごろから地域内の安全点検や住民の防災意識の普及啓発、防災訓練の実施など、地震被害に対して備えることが重要であります。また、実際に地震が発生した場合には、初期消火活動、要援護者も含め被災者の救出、救助、情報の収集伝達、避難所が開設された場合には、避難所の運営といった活動など重要な役割を担うこととなります。

また、災害が大規模になればなるほど行政や消防などの防災関係機関の対応にも限界があり、対応できるものが限定的になることが想定されることから、自主防災組織の持っている力、共助こそが減災の大きな力となります。

ところが、今回の東日本大震災の被害状況を受け、従来実施した総合防災訓練を災害から避難することを重視した訓練の見直しを行い、その準備を進めていく中で、自主防災組織の共助のあり方について不安や課題が見えてまいりました。

そこで、この共助に対する不安材料を払拭するためには現状を把握すると同時に、問題箇所を解決するためのネットワークの構築が必要であるとの見解から、高浜市の未来を創る市民会議、防犯・防災部会において、「地域防災ネットワーク案を考えよう」をテーマとして検討を進めることになりました。自主防災組織の中での重点課題を被災後3日間と定義し、人、物、情報をコアとして、地域でしかできないこと、地域でできること、行政でしかできないこと、協働でやったほうがよいことに区分けをし、検討を進めることにより、不安や課題の解消ができ、さらに共助と公助の連携体系が図られると考えております。

自主防災組織のかなめとなる地域防災ネットワーク構築への進行計画といたしましては、平成23年度に外部講師を招き、現状と問題点について教をこうむり、不安や課題をすべて洗い出した後、平成24年度に自防災組織による地域防災ネットワークのモデル地区を構築し、外部講師によるアドバイス等に基づいて検証をしていく予定でございます。行政や個人では対応できない公と私の隙間を埋めることができるのが、町内会やまちづくり協議会が軸となっている自主防災組織であります。この自主防災組織を充実させることで、地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3問目の今後心配される東海・東南海・南海地震の発生について、高浜市としてどのように対応するか、また最新の津波の被害予測についてお答えいたします。

現在、本市の地域防災計画における想定地震につきましては、東海地震、東海・東南海地震が連動した場合における被害想定に基づいて計画を定めております。しかしながら、3月11日に発生しました東日本大震災では、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の規模となる地震により東日本各地に未曾有の被害をもたらしました。

近い将来、東海・東南海・南海の三連動地震の発生により、愛知県におきましても大規模な被害が予測されており、現在、中央防災会議並びに愛知県が三連動地震を初め日向灘や海溝軸に近い、浅い震源域も含めた五連動地震についても、専門家の意見を踏まえながら地震の規模への検証や被害想定調査をしております。

調査会といたしましては、今年度、過去の津波浸水範囲に関する歴史学的な資料収集、被害予測のため市町村が所有しているデータの収集を行う予定であります。また、東日本大震災の対応状況についても現地調査を行い、課題の抽出など実施することになっており、平成24年度には地震動や津波高の推定、地盤モデルの作成のためのボーリング調査を行い、被害予測についてのシミュレーションを実施し、そのシミュレーション結果に基づいて、新たな防災対策の課題の検討並びに減災効果の検討についても実施する予定でございます。最終的には、平成25年夏ごろをめぐり中央防災会議との整合性を図り、愛知県防災会議にて新たな被害予測に基づいて愛知県地域防災計画を修正することとなっております。

しかしながら、議員の御質問にもございましたように、災害は待ってくれるわけではありません。東海・東南海・南海の三連動地震が発生した場合における対応につきましては、政府の中央防災会議、愛知県地域防災計画の結果に基づきまして、本市の地域防災計画の抜本的な見直しを行います。ソフト面の整備につきましては、できるものから始めていくというスタンスで対応しております。

まず、地震等の災害から逃れるためには、自分の身は自分で守ることが重要であります。そのため、本市が実施しております木造住宅の無料診断、耐震改修補助並びに家具転倒防止器具の取り付け補助を継続して実施するとともに、減災対策といたしまして補助制度の普及啓発に努めております。

また、津波による被害が甚大でありました今回の東日本大震災の教訓として、津波による被害から逃れるためには、迅速に高い場所に避難することが重要であります。そのためにも市内の電柱や避難所に標高を表示することで、日常の生活において、自分の住んでいる地域は何mの高さなのか、地震が発生したらどの方向に避難すればよいのかなどを知ってもらうために、9月補正予算において御可決いただきました標高の見える化を3月中旬の完了予定に向け実施しております。

また、緊急地震速報や大津波警報などの災害情報をいち早く伝達することも重要であることから、平成24年度におきましては、特に大津波警報などの災害情報を一斉送信する手段として、新たに同報系防災無線の整備を計画してまいります。あわせて、今後も地震被害等についての防災教育や自助についての普及啓発を行うなど、地域の防災意識の向上についても図ってまいりたいと考えております。

最後に、最新の地震による津波の被害状況につきましては、11月29日に国土交通省が名古屋大

学大学院工学研究科、水谷教授を座長といたしました衣浦港地震津波対策検討会議にて検証された新たな津波シミュレーションの暫定版の結果を公表いたしました。今回の新たな津波想定は、本来、中央防災会議等で検討されるものでありますが、津波シミュレーションの結果が公表されるまでには時間を要するため、正式な結果が出るまでの暫定的に扱う参考値としてでございます。

衣浦港の中央埠頭における想定津波高は、現在想定されておりますT P 2.2mに対しまして、五連動地震で分析した結果、今回T P 2.5mであり、現在の想定の高さより30cm上がる結果となっております。また、液状化等により地盤、防潮堤などの防護ラインの高さについては、90cmの沈下が予測されるという結果が報告されていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 第1回目の御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

防災行政についてですが、愛知県のホームページで公開している愛知県防災学習システムは、個人の住所を入力すると、その方の土地の震度、液状化の危険度がわかり、また建物の情報を入力すると自宅の倒壊の様子をシミュレーションすることができ、防災意識向上に大変役立つと思いますので、ぜひ市民の皆様にPRをしていただきたいと思いますのですが、どうお考えですか、お願いいたします。

次に、都市基盤整備についてですが、今後は第6次総合計画に基づいて防災計画とか、都市基盤整備計画とか、いろいろな計画がされてくると思いますが、議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正で、市長直轄の経営戦略グループと危機管理グループの広報・広聴関係が企画部へ、また、地域協働部が総務部に改組され、都市政策部が、従前は都市整備グループと上下水道グループと地域産業グループの3グループであったものが、変更後は都市整備グループと都市防災グループと上下水道グループと地域産業グループの4グループとなり、都市政策部の業務範囲がふえておりますが、どのように考えて今回の事務分掌の改正案になったのか、お答えをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 御質問のありました愛知県防災局が作成しております愛知県防災学習システムにつきましては、議員の御説明のとおり、液状化の被害想定を初め津波高及び津波到着時間などについて、防災マップ等で調べることができます。また、建物倒壊シミュレーターでは、東海・東南海地震が発生した場合の自宅の様子をシミュレーションすることができます。さらに、地震防災及び耐震改修の重要性などについてビデオ等で学ぶこともできます。

本市におきましても、市内の小学校、保育園などで防災学習を行う際には、愛知県が作成いたしましたパンフレットを活用しながらPR等も実施しております。

現在想定されている被害予測などの情報提供する手段といたしまして、愛知県防災学習システ

ムを本市ホームページ並び広報において啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 人事グループ。

○人事G（鈴木信之） それでは、2点目の都市政策部の業務範囲の増に対する考え方ということでございます。

議員がおっしゃるとおり、現在の危機管理グループの広報・広聴部分を除いた部分が都市政策部に移管されて、若干都市政策部の業務がふえるわけでございますけれども、これは大規模災害に対処するため、道路、河川、上下水道、こういった都市インフラの整備、運用を管理する都市政策部に配置することによって、部内の連携をしやすくする、こういったことを考えまして、都市政策部に都市防災グループとして設置するというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。大変丁寧に説明をしていただきまして、ありがとうございます。

ただいまの都市政策部の範囲の増でございますけれども、今言われたことはそのとおりだと思いますので、都市政策部のほうでいろいろとやったほうが、連携がとれていいと。ただ、これからいろいろと計画がされてくるわけですが、そういったものに対して、やはりスタッフのほうも十分人員を配置していただかないと、せっかくつくった計画が絵にかいたもちになってしまつては大変ですので、ぜひその辺のところも踏まえて人員のほうの配置もお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩します。再開は14時15分。

午後2時6分休憩

午後2時15分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、北川広人議員。一つ、福祉行政について。一つ、医療行政について。以上、2問についての質問を許します。

9番、北川広人議員。

〔9番 北川広人 登壇〕

○9番（北川広人） 皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは、福祉行政についてと医療行政についてであります。一問一答方式にて進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、福祉行政についてであります。介護保険事業についてお聞きいたします。

介護保険の目的は、制度の基本理念として、要介護状態となった人々が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことであり、介護保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないとされております。

高浜市は、早くから福祉でまちづくりに取り組んできた中、介護保険事業に関してもしっかりとした考えのもとで進めてきていると思っております。そして、来年度は第5期介護保険事業計画の改正を迎えます。ここで、いま一度介護保険事業についての考え方を確認させていただくとともに、第5期介護保険事業計画についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは第1問目でございます。

現在、第4期介護保険事業の途中ではありますが、第4期初年度である平成21年度と平成22年度の高浜市における介護保険事業の検証と評価を伺いたいと思います。

事業計画標準給付費計画値に対する実績割合はどのようになっているのでしょうか。そして、その評価をどうとらえているのか、まずこのところからお聞かせいただきたいと思います。

この後は自席にて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 現行の第4期事業計画期における達成率につきましては、第4期初年度、平成21年度の事業計画標準給付費計画値に対する実績割合が95.0%、同様に平成22年度におきましても94.9%ということになっております。

要介護認定者数におきましても、ほぼ計画どおりということになっております。また、介護状態の重度化抑制という観点から検証いたしますと、平成19年4月、第4期事業計画初年度の平成21年4月、直近の本年8月の平均要介護度につきましては、全国平均、愛知県平均ともほぼ横ばいであるのに対しまして、高浜市におきましては、19年3月で2.27の平均要介護度が本年8月時点では2.12というふうに改善されておまして、全国平均、愛知県平均よりも低い平均要介護度となっております。

本年1月に実施いたしました、65歳以上の方を中心に実施したんですが、日常生活圏域ニーズ調査というものの回答の中で、サービスを利用してみえる方の御意見としましては、安い、適正である、必要なサービスとして利用していると回答していただいた方が約9割を占めておりました。サービスの質につきましても、満足、ほぼ満足と回答された方が8割以上となっております。

平均要介護度の軽減ですとか利用者満足度からも、第4期介護保険事業は適正に実施されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。計画値、実績値からしても、それから満足度の部分に対しても、非常に成績といえばいい成績なのかなというふうに思います。私も高く評価をさせていただきます。

しかしながら、利用者の方々は十分に満足しているということは私も市内で耳にしております。一番問題なのは利用されていない方々、要は介護保険料を払っている大半の方は利用していないんですよね、介護保険を。そこに対してしっかりとPRがされていないと、この介護保険事業というのは皆さん方に理解がされない、十分伝わっていかないんじゃないかというふうに思います。

この介護保険制度が11年経過して、ようやく定着してきたことはわかっておりますけれども、検証や評価、それから介護保険のシステム、そういったものをまだ介護保険自体を使っていない方、家族に利用者がいない方々、そういった方々にもしっかりとPRする場面というものをぜひつくっていただきたい、このように思います。

本来でしたら、この第4期の検証評価をしっかりとお聞きしたいところではありますけれども、きょうは時間の関係上、次の質問に移らせていただきます。

来年からの第5期事業計画期において、これはいわゆる団塊の世代の方々が65歳以上となるということ、急激な高齢化の進行、そしてまた認知症高齢者の増大が見込まれるということが懸念されるわけですが、この平成24年度からの第5期の介護保険事業計画、国においてはどのような改正が行われるのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議員おっしゃいますように、介護保険制度というのが制度施行後11年を経過しまして、高齢者の暮らしを支える制度として定着してまいったのではないかなというふうに考えております。一方で高齢化の急速な進展ということで、医療ニーズの高い高齢者の方ですとか、単身、高齢者のみ世帯の増加への対応が大きな課題となっておるというふうに認識しております。

このような状況の中で、第5期介護保険事業計画の基本的な考え方といいますのが、基本的には第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられておりますが、地域包括ケアの構築を見据えた新たな視点での取り組みが必要というふうになっております。そのための法改正としまして、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、ことしの6月22日に公布されたところでございます。

改正された法律の概要でございますが、介護保険の理念である在宅重視に基づきまして、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供させる地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの推進を基本とされております。

主な取り組みといたしましては、要介護者の方への包括的な支援、地域包括ケアの推進ですとか、単身重度の要介護者に対応できるよう24時間対応の定期巡回、随時対応サービスの創設、市民後見人の育成及び活用など、高齢者の権利擁護を推進するといった内容になっております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。答弁いただいたような国の制度改革が行われるわけですが、それに基づいて、当市においての介護保険事業計画が今から策定されていくと思いますけれども、国の改正に対する本市の取り組み、これはどのような状況になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 今回の改正に対します本市の取り組みといたしましては、既に民生委員やシルバー人材センターによる独居高齢者の方の見守りですとか安否確認、日常生活上の相談対応、それから配食サービス事業や24時間対応の訪問介護事業所など、要介護者の方々への支援をもう既に実施いたしております。また平成23年度から、国から3つのモデル事業ということで、地域包括支援センター等機能強化事業、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業、市民後見人養成事業、この3つのモデル事業の指定を受けまして、今回の介護保険制度改革に先駆けまして地域包括ケア推進のための体制構築というものを行っております。

この24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業につきましては、12月5日に開催されました厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、訪問介護員等及びオペレーターについて、それぞれ常時1名を配置することといったような具体的に配置基準が示されております。

本市では、介護保険制度施行当初から在宅重視というものを掲げまして制度運営を行ってまいりましたが、このサービスというのは、介護、看護が密接に連携しながら提供されるサービスということで、重・中度者の在宅生活を支える上で重要な役割を担っているサービスであると認識をしております。本年度、高浜市でもモデル事業を実施したという経緯がございます。

今後は、国の配置基準等の動向を注視いたしまして、高齢者の在宅生活を支えるという観点からも対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。市の取り組みが半歩か一歩か、若干ではあります、モデル事業を含めて進んでおるということは十分認識をさせていただきますけれども、どうしてもモデル事業だとか、そういったものをとらえると、いい形に残そうとするというんですか、この事業が高浜市にとって必要なものなんだということに固執しすぎて、どうしても柔軟な形ではなくて、ある形におさめてしまおうということをしがちだと思います。

例えば独居老人といっても単独独居ではなくて、例えば昼間独居だとか夜間独居だとかという方がみえますよね。そういった方々というのは全部外れちゃうじゃないですか。そういったことが事細かにやれるのが市町村なんですよ。国の制度じゃないんですよ。そういったところもしっかりと進めていただきたいなということを思います。

それでは、次に今回の改正で新たに設けられておりますけれども、介護予防・日常生活総合事業について、これをどのように考えておいでになるのかお聞かせいただきたいと思います、

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 要支援認定者の方ですとか、2次予防事業対象者という方に対しては、介護予防ですとか配食、見守り等の生活支援サービスを総合的に提供するという、この介護予防、日常生活総合事業というのは、現在のところ第5期では実施していくことは考えておりません。ですが、今後一層の高齢化あるいは核家族化が進展していく中で、この事業は2次予防事業対象者の方にとりましては、これから本当に必要なサービスになっていくものであるというふうに考えております。

また、今年度からの市民の皆さん、それから市内で会社や商店を営み始める事業所の皆さん、それから高齢者の福祉施設などでお勤めの方と一緒に、生涯現役のまちづくりの調査研究というものを開始しております。現在、市内の社会資源を活用しまして、楽しくて興味を持っていただけるような介護予防のプログラムのアイデアを皆さんで持ち寄って協議をしております。

例えばお寺を活用した座禅ですとか写経、それから休耕地を利用しました農園づくりなど160ほどのアイデアが出まして、掘り下げたり組み合わせたりして、より魅力のあるプログラムになるよう、今議論をさせていただいております。

平成24年度からは、一部のプログラムについて実験、実証に入りまして、具現化できるよう準備を進めてまいります。その後、第6期の改正に向けまして事業展開をしてまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） これもやはりモデル事業として進めてきて、24年度からは一部のプログラムを進めていくという話ですけれども、確かにこの事業には多様なマンパワーだとか地域の活性につながる大きな付帯効果というものがあると思うんです。ですから、ぜひともこれは介護保険事業に入るような方向に向けていけば一番いいんですけれども、万が一、まだまだそこまで機が熟していないという場合であっても、やはり生涯現役のまちづくり事業においては進めていくべきかなということを思っております。ぜひ期待をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に介護保険料についてお尋ねをいたしますけれども、いわゆる上乗せ横出しを含む第4期の介護保険料の月額基準は4,400円というふうに承知をしておりますけれども、現時点

で推計されている第5期の介護保険料基準額をお示しいただきたいと思います。

ここからの質問は、この高浜市の介護保険料がどのように算定されていくのかという大変大切な部分でございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 第5期介護保険料でございますが、この12月5日に開催されました平成23年度第3回高浜市介護保険審議会におきまして、上乗せ横出しを含まず、また基金等の取り崩しを行わない純然たる介護保険料といたしまして、第5期介護保険料基準額4,875円をお示しさせていただきました。上乗せ横出し、基金取り崩しにつきましては、現在介護保険審議会におきまして、そのあり方について御検討、御審議いただいております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 保険の基準額4,875円ということですが、第4期が4,400円で、このときの上乗せ横出し、基金取り崩しを加味しなかった保険料4,526円ということになっていますよね。この金額と同じ基準での算定と、4,875円がそういう算定でいいのかどうか確認をしたいんですが。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） そのとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。それでは、今回の保険料推計について、いわゆる低所得者対策、これはどのように講じているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 第4期介護保険事業計画におきます保険料率でございますが、9段階制であったものを第5期におきましては多段階制を導入いたしまして、現行第3段階、住民税が世帯非課税、本人年金が80万円を超える方々の区分でございますが、こちらの区分を細分化いたしまして10段階といたしました。これにより、従前保険料率が0.75という保険料率のところを0.65という区分を新たに設けております。この導入によりまして、約400の方が月額487円、第4期と比較いたしましても131円軽減されております。

この対応といたしまして、住民税本人課税本人所得200万円を超え500万円以下の現行第8段階の所得基準の見直しを行い、全体の調整を行っております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 第4期に引き続いて、それよりもさらに多段階制を導入したということで、一層の低所得者対策が講じられたというふうに理解をさせていただきます。

次に、給付費の急激な伸びに対応するために都道府県が設置する財政安定化基金の取り崩し、これがまた第5期にも行われると思いますけれども、取り崩しによる保険料影響額、これは幾ら

を想定されているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 取り崩しでございますが、基金を管理する愛知県から暫定値といたしまして、1,298万円が高浜市保険者交付分として示されております。この金額をもとに計算いたしますと、被保険者の方々お1人当たり月額約43円の軽減となっております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、次に平成23年度末の介護給付費の準備基金の保有現在高見込額、これはどのようになっているのか。それから、取り崩し額においては、介護保険審議会でも今からまた審議をされると思いますけれども、第4期のときは2カ月分を保有するというお話でございました。2カ月分保有して、残額を取り崩した場合の影響額はどのようになるのかお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 平成23年度末の介護給付費準備基金見込現在高におきましては、8,897万円を見込んでございます。この見込額のうち保険料相当額2カ月分を保有した場合、7,200万円ほどの保有となりまして、残額は1,697万円となります。この金額をもとに計算いたしますと、被保険者の方々お1人当たり約56円の軽減となっております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。ちょっと数字がたくさん出てきてわかりづらいのかもしれませんが、後でまた整理させていただきますけれども、ここでもう一つ確認をさせていただきます。上乘せサービス、それから横出しサービスというのがございます。これはそもそもどのようなサービスなのか、そしてまた近年のサービスの利用率、横出しサービスの利用率ですけれども、それはどのようになっているのか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 本市におきましては、介護保険施行当初から在宅重視を掲げておりまして介護保険制度構築を行っており、この理念に基づきまして上乘せサービス、横出しサービスを実施いたしております。

上乘せサービスにつきましては、国の支給限度額に市独自の上乗せを行う制度でありまして、介護保険法43条の規定により実施いたしております。

軽度の要介護区分におきましては、介護の重度化の防止、重度の要介護区分におきましては、介護の負担軽減を図るため上乘せサービスを行っております。この上乘せサービスを行うことによりまして、要介護1認定の利用者さんがデイサービスとホームヘルプサービスをあわせて御利用した場合、国の限度額におきましては週3.6回しか御利用できないところが、この上乘せサービスを御利用いただくことによりまして、最高週5回までの利用ができることなど、要介護認定

をお持ちの方々が住みなれた地域での在宅生活継続の支えとなっております。この上乘せサービスに要する経費は、法の定めによりまして65歳以上の第1号被保険者の方々の負担となっております。

次に、横出しサービスにおきましては、居宅介護支援対策事業といたしまして、介護用品等の給付や自立の方々への住宅改修、介護保険住宅改修費に要介護状態に応じた額を加算して、住宅改修費を補助することにより家庭内の転倒、転落事故の防止や要介護状態になっても住みなれた自宅での生活継続のために事業実施をいたしております。当事業も介護保険法の保健福祉医療として実施いたしており、事業の実施に要する費用のうち現行8割が一般財源、残り2割が介護保険料財源となっております。

利用状況におきましては、介護用品の給付、住宅改修の補助等の横出しサービスにおきましては、ほぼ近年同水準で推移いたしておりますが、介護区分支給限度額の上乗せサービスは、第4期に介護従事者の処遇改善といたしまして、介護報酬が3%アップいたしました、これによりまして、第3期と比較いたしまして、まだ第4期は途中でございますが、件数で約4割、金額で約6割の増となっております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。この上乘せサービス、横出しサービスというのは、介護保険制度の中で利用できる高浜市独自のサービスというふうな理解をさせていただきます。

それでは、財政安定化基金の取り崩しによる影響額が、先ほど43円というお話がございました。それから、介護給付費準備基金の保有を仮に2カ月分として、残額の取り崩しによる影響額を56円とすると合計99円、約100円の軽減になるということになります。

それでは、第5期においても、第4期同様の上乘せ横出しを行って基金の取り崩し影響額を加味した現段階での最終月額保険料についてお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 平成22年度の上乗せ給付決算額における保険料影響額は約240円、横出し給付における保険料影響額、約47円と仮算定いたしまして、基準保険料額4,875円に加算、基金取り崩し影響額、約100円を控除いたしますと5,062円となります。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。この介護保険料5,062円、5,000円を超えたわけですけども、近隣市と比較してはどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 近隣市と比べてということですが、本市の場合、第4期介護保険料額4,400円から第5期の現行の推計額として5,062円と、約15%上昇することとなります。本市を除きます衣浦5市の加重平均保険料試算額におきましては、第4期3,610円に対しまして

第5期は4,281円と、約19%の上昇となっております。また、愛知県平均によります第5期保険料、10月末現在の集計値平均額におきましては4,691円であり、第4期に対しまして約19%増の750円の増となっております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。他市や愛知県の平均値において、第4期に対しての第5期の上昇率から考えると、私の考えにおいては、高浜市が行っておる上乗せ横出し等のサービスが、ここに来て利用者のニーズに合ってきたのかなという気がします。要は上昇率が抑えられておるといことは、必要なニーズに対してきちんと答えが返っておるといことだと思うので、5,000円という、本当の大きなハードルを越えたような感覚になりますけれども、先ほどの答弁のように、ほかのところはもう19%という、要は2割上がるわけですから、それと比べると非常に抑えられた、要は今までじっくりと上がってきた部分が、ようやく落ち着いてきたなというところだと思いますので、これはまたすぐに他市も、県下平均も肩を並べるくらいの数字になるのではないかなという気がいたします。

それでは、一番大きな問題に皆さんが思われていると思いますけれども、県内の平均と比較をして、県内平均が先ほど4,691円というお話がございました。今回の高浜市の場合5,062円というふうにございますけれども、この上乗せ等を除く4,691円と4,875円、これ差があるわけですが、上乗せ等を除く基準保険料がどうして県内平均よりも高浜市は高くなるのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 県内の平均と比較いたしまして、上乗せ等を除く基準保険料がどうして高くなるのかということですが、確かに上乗せなどを除く基準保険料4,875円というのは、県下平均4,691円に対して、約4%高くなっております。

介護保険料は、議員御承知のとおりサービスの利用量にほぼ比例するというものでございますので、上乗せにより区分支給限度額が他市と比較して高いということがございまして、利用者本人のニーズに合った、充実したサービス提供が行われていると、このように考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。つまり高浜市においては、多様な利用者ニーズに伴ったケアプランを作成しやすいメニューがそろっておるといこと、それからサービス提供に選択の幅がたくさんある。もっとわかりやすくいうと、サービスに制限されることをできるだけ防ぐということだと理解をさせていただきます。

それでは、示していただいた現行の上乗せ横出しを加味し、基金取り崩し等を行った場合の保険料5,062円の変動は、この後あるのでしょうか、そのところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 現時点の段階ですが、これから示される報酬改定というものがございいます。新たに設置される地域区分の見直しの加算というのがここでは算定されておられませんので、最終的には5%ほどの上昇が見込まれることも想定されております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

それでは最後の質問とさせていただきますけれども、推測のお話で恐縮なんですけれども、介護保険審議会の中では、この高浜市の高いサービス水準を維持すべきだという意見だとか、これ以上保険料が高くなならないように抑えるべきだとか、さまざまな意見が出ておると思います。高浜市の高齢者福祉の理念である在宅を守っていく工夫といいますか、その方向性について、市長、ぜひともお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） 介護保険の第5期に向けていろいろな御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

実は先日、県の政策顧問に就任された前の山本 保さんに高浜にお越しいただきまして、高浜市のいわゆる高齢者の施策だとか福祉の施策についてお話を少しさせていただきました。保険者、市としては今おっしゃったように、介護保険については在宅を重視した、そして介護度が上がらないような、そういう施策を重点的にやっていくんですよと、それから介護保険以外でもそういった高齢者の健康づくりだとか予防といったところに力を入れていきたいと思っておるところで意見が一致したところであります。

一番初めにやはり考えなければいけないのは、お話の中にも出てきましたが、介護保険を使わないでおられる方々がたくさんおみえになるんです。そういった人たちに対して、きちんと御説明をするということが、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、それとあわせて、その人たちが元気でおっていただけるような、そういういわゆる健康づくりの事業、今もポイント制度だとか生涯現役のまちづくりというお話をさせていただいておりますが、これは、介護保険を使わないで済むという、もうそういうところに至らずに自分の健康を守っていけるところに我々は支援をしていくというか、お手伝いをしていかなければいけないだろうと、そこはまず第一番だというふうに思っています。

次に、本当にどうしても介護が必要になってしまう方々に対してはどう考えていくかということとは、やはりこれも今の質問の過程に出ておりました。我々が一番最初から考えておった個人の尊厳を大事にして、そしてもう御家庭で、また地域で暮らしていきたい、自分の生活を守りながら、そこでずっと暮らしていきたいんだという御希望に沿えるような在宅を、やはり御本人の意

向に沿えるような生活ができるような、そういう支援を介護状態になったときもお手伝いができるような、そんな仕組みをしていかなければいけないというふうに思っております。

そういった中で必要になるのは、いわゆる地域包括ケア、医療だとか介護だとか地域だとか、いろいろな方々のお力をかりながら、きちっとそういう仕組みをつくっていかねばならないとは思いますが、そういった中で実際に、では介護保険の中でどうなるかということは、今の審議会の中で十分に検討していただいて、実際の介護保険の保険料につきましては上乘せ、横出しも含めて、今申し上げたような、どこにどういう支援をしていくか、要介護になった方々の必要など、必要な支援ができるような保険料にしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。まさに市長がおっしゃるように、進め方というのが望まれるところではないかなというふうに思います。

もう一度お願いしますが、やはりこの保険を支えておるのは介護保険を使っていない方なんです。その方々にしっかりとわかるPRの場、例えば俗に言う見える化ですよ。例えばグラフを使ったり漫画化したりとか、いろいろなことをやっていただいて、そういった方々にぜひとも理解をいただくこと、これが大事なことだと思います。

それともう一つは、今言ったようにきょうのこの質問の段階の中でもありましたけれども、予防の部分に対してどのように市民の理解を得て、例えば介護保険ではないレベルの中で一般財源をどう使って、そちらのほうをしっかりと進めていくか、それによってこの保険制度が守られるというときも必ずや来ると思うんです。必ずやというよりも、近い将来ではないのかなということも思っております。

ぜひ、より一層の保険料の精査に努めていただくとともに、住民説明会などで意見をしっかりと聞いていただいて、高浜市民のための介護保険計画を構築していただきたいということをお願い申し上げます。福祉行政についての質問を終わらせていただきます。

それでは、続きまして医療行政についてのほうのテーマに移らせていただきます。

質問は、刈谷豊田総合病院の高浜分院の現状及び今後の方向性についてであります。

来年度は民間移譲して4年目に入っていくわけですがけれども、協定書においても新たな展開を迎える時期となります。非常に大事な質問ですので、よろしくお願いいたします。

まず、確認も含めてお聞きいたしますけれども、高浜市立病院が深刻な医師不足に陥り診療体制基盤が弱体化して、結果的に地域医療を守るために医療法人の豊田会へ民間移譲することになったという経緯でございます。この中で、移譲前はどの程度の赤字が発生していたのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 国の新たな臨床研修制度の影響から、高浜市立病院では平成18年度

から深刻な医師不足に陥りまして、病院の存続が危ぶまれるようになりました。平成17年度末に13名いた常勤医は、平成18年度末には7名へ、そして平成19年度末には、わずか3名へと落ち込みました。このため診療体制が縮小し、外来及び入院患者の受け入れができなくなり、経営にも大きな影響を及ぼすようになりました。

病院事業会計は、平成17年度まで収支均衡を保っておりましたが、平成18年度以降は大幅な赤字経営へと転落することになり、平成18年度はおよそ2億2,600万円、平成19年度はおよそ6億6,900万円の純損失が発生いたしました。民間移譲直前の平成20年度におきましては、年度途中に運転資金が底をつきまして、一般会計から緊急財政支援補助金として2億2,000万円の繰り入れをいただきました結果、4億4,600万円の純損失にとどまりました。

このように深刻な医師不足に陥ってからは、6億6,000万円を超える赤字が続く状況でございました。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 移譲前は、毎事業年度およそ6億6,000万円の赤字状態ということですが、ちょっとここで伺いたいんですけれども、公立病院の場合は一般会計のほうから法定繰入というものができると思います。その年々の会計によって金額が違ってくると思うんですけれども、およそ平均値としてどれぐらいの法定繰入があったのか、それがわかれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 医師が充足されておったところは、高浜市立病院は毎事業年度、およそ2億円の法定繰入をちょうだいいたしておりました。ただ、医師が不足してからは、企業債の繰上償還なども行った影響がございまして、およそ1億強の繰り入れにとどまっておったということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） その法定繰入というのは、要は赤字とは別の部分で、法的に繰り入れてもいいと認められている部分だというふうに理解をさせていただきます。ということは、平成17年、黒字のときでも、やはり2億からのお金を入れておったということでございますね。

当然これは公設公営で病院を続けていけば、この赤字分、先ほどのお話だと6億6,000万円の赤字分を一般会計で負担しなければならなかったということですので、現状考えれば、民間移譲に対しては、これはマイナス要因ではなかったなということを理解させていただきます。

それでは市立病院、移譲して刈谷豊田総合病院の高浜分院となつてからの収支状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 高浜市立病院は、平成21年4月1日に刈谷豊田総合病院高浜分院と

して生まれ変わりました。移譲後1年目は、リフレッシュ工事の影響や4階病棟が開かれていないなど、病院の機能を100%発揮することができなかつたため、およそ5億4,600万円の純損失が発生しました。公設公営であった平成20年度と比較すれば、およそ1億2,000万円の改善となりました。

続いて、平成22年度につきましては、常勤医5名体制の構築ですとか健診部門の充実によりまして、およそ4億300万円の純損失となりました。移譲後1年目と比較いたしますと、およそ1億4,000万円の収支改善が図られております。

さらに、今年度は常勤医が6名となりまして、十分な医療を提供できるようになりましたので、看護介護体制20対1の施設基準をとることができました。このことによりまして、純損失はさらに1億4,000万円改善される見込みで、年間およそ2億6,000万円まで縮減される見込みであると伺っております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。病院の民営化後は豊田会の努力もあり、毎事業年度収支が改善されてきたという経緯が今示されたわけですけれども、収支の面からいうと、先ほど言いましたように、民間移譲は決して間違いではなかったというふうに考えますけれども、豊田会は当初目指しておった3年間で収支均衡というような非常に厳しい状況であるというふうに思います。ただし、たしか6カ月から8カ月ぐらいの期間をかけて、移譲後、改修工事をやられたという経緯がございますので、来年3月で3年ということになるんですけれども、今考えると、今まだ2年目が過ぎたところかなという感覚で考えたほうがいいのではないかなということも思っております。

それでは、収支に直接影響を及ぼす中身についてお話を伺いたいと思います。

患者さんの状況についてですけれども、民営化後の外来患者の数、非常に伸び悩んでおるということでございますが、現況をお教えいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 外来患者の動向につきましては、まず移譲する前の高浜市立病院の状況からお答えをさせていただきます。

平成20年度の市立病院の外来は、内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科の5診療科を標榜いたしまして、1日平均患者数は95.5人と100人を割り込み、患者離れに歯どめがきかない状況にございました。

民営化後は、内科、外科、整形外科、眼科の4診療科を標榜いたしまして、1日平均の患者数でございますが、平成21年度が100.0人、平成22年度が101.9人、今年度の上半期が104.5人とほぼ横ばいの状況となっております。

成人ドッグや総合健診といった健康診査を受ける患者の数は伸びておるんですけれども、外科

や整形外科の患者が減少傾向にあります。これは、オペを実施していないことに起因をしております。手術が必要な患者はすべて本院を受診しておることによるものでございます。

また、市立病院の診療体制が大幅に縮小しました際に、多くの患者さんが市内の開業医ですとか、あるいは市外の病院へ行かれるようになりましたので、一度離れてしまった患者さんを戻すことは、豊田会といえども並大抵のことではないというように伺っております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。分院の外来を受け持つドクターの中には老人医療とか糖尿病とか、それから認知症、嚥下障害、そういった専門のドクターもみえるというようなお話も伺っております。ぜひそういったところもPRをしていただいて、積極的に患者をふやす取り組みを実施していただきたいなというふうに思います。

それでは、もう一方の入院患者、こちらについての状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 入院患者の動向につきましても、移譲前の高浜市立病院の状況からお答えをさせていただきます。

深刻な医師不足の影響から、平成19年度の中途以降、常勤医3名体制という非常に厳しい状況が続きました。この結果、移譲前の平成20年度の入院患者は、1日平均39.4人という状況で、病床利用率はわずか30%にとどまっております。

民営化後は常勤医が徐々にふえてきたこともございまして、平成21年度が39.9人、平成22年度が78.9人、そして今年度の上半期が92.4人まで増加しまして、病床利用率も90%近くまで回復をしております。

特に今年度からは、先ほど申し上げましたが、常勤医が6名体制となったこともございまして、十分な医療を提供できる体制が整いましたので、診療報酬の高い医療区分2、3の患者を積極的に受け入れまして、収支の改善を図っているというように伺っております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。外来は横ばい、入院は順調に患者数が伸びて、今ほぼ満床に近いという状況だというお話でございますけれども、唯一市内でベッドを持った医療機関ということで、それがしっかりと活用されておるということは、やはりこれは地域医療を守っているという現状だと思います。

ぜひともこの部分というのはしっかりと進めていただきたいと思いますが、ただ、確かに診療報酬の高い医療区分2、3の患者を積極的にふやすというのは、これは黒字化に向けての一つの手法ではあると思うんですけれども、それを進めることによって特殊性が増して、いろいろな患者さんの受け入れが困難になるということにもつながりかねません。ぜひそのところは、上手に進めていただければなというふうに思います。

それでは、次に医療法人豊田会、これは刈谷に本院が、東分院、高浜分院という形で、今やられておるわけですが、この役割分担を明確に打ち出しているというふうに伺っておりますけれども、高浜分院の位置づけも含めて、その辺のところをお教えいただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 医療法人豊田会は、病院の機能分担を明確に打ち出しております、救急医療及び急性期医療は本院で集中的に実施をしております。その一方で、高浜分院及び東分院では慢性期医療を中心に担う形となっております。

これは、救急医療を担うには医師、看護職員、医療技術員を初めとした多くの医療スタッフ、そして受け入れするための救急医療機器を初めとした施設環境、さらには採算ベースに乗りにくい分野であることから多額の運営費が必要になることから、本院に人・物・金を集約しているというわけでございます。

現に、ことし2月には多額の建設費を投じた手術棟が稼動いたしまして、緊急オペにも十分対応できるようになるとともに、4月からは救命救急センターの指定も受けております。このことによりまして、本院の病床利用率は100%を越えておりまして、入院待ちの患者であふれております。したがって、急性期の治療を終えた患者は、速やかに転院をさせる必要があり、その受け入れを高浜分院及び東分院が担っているというわけでございます。

このように医療法人豊田会は、市域を越えた広域な医療圏において、きちんとした体制のもとで、効率的かつ質の高い医療を提供できるよう機能分担し、地域医療を守っているということが出来ます。

よって、医師を初めとする医療スタッフにおきましても、医療機器を初めとする施設環境におきましても、そして運営費におきましても十分とは言えない高浜分院において、中途半端な救急医療を担っていただくよりも、高浜市と刈谷市をあわせた地域でしっかりと市民の健康を支えていただきたいというように考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。私も、分院で中途半端な救急医療というお話ではありましたが、大事なことは救急車の行き先、救急患者の行き先をつくることではなくて、その人をいかにきちんと救うかということなんです。ですから、そういう意味でいうと、当然本院のほうがしっかりとした設備から、スタッフからそろっておるといふのであれば、今、救急車で行けば15分というお話もあります。そういったところをしっかりと考えて進めていくほうが、私は正しいのかなというふうに思います。

それでは、本院の手術棟もできまして、私も拝見しましたけれども、本当に素晴らしい施設でございます。ここに来れば、だれでも治っちゃうなというぐらいの設備を持たれておるところを見させていただきましてけれども、この本院の施設整備に加えて、高浜分院もかなり老朽化が進

んできております。今後の大規模な施設改修を豊田会のほうはどのように計画されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 医療法人豊田会は、来年度から本院の新2棟の建設を予定いたしております。これは、健診患者の増加に伴いまして、健診センターを拡充するとともに病床をふやして、入院待ちの患者の緩和を図るものでございます。総事業費は50億円を超える見通しで、平成26年3月に竣工予定でございます。この新2棟の建設が終わりますと、本院のハード整備は一段落となり、次は老朽化した高浜分院の施設改修に移る予定であるというように伺っております。

高浜分院も建設後27年が経過いたしております、空調、給排水設備など附帯設備の老朽化が著しく、近い将来に大がかりな改修を計画されていますが、ただ建物を新しくするだけではなく、新たな医療を盛り込むというように聞いております。

現在、採算ベースに載せるためにどのような医療を新たに提供するのかを豊田会の中で議論をされておみえになります。高浜市といたしましては、地域の医療ニーズを勘案した上で、運営協議会などを通じまして、必要な医療、診療体制を提言させていただき予定をいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） その老朽化した高浜分院の施設改修には、高浜市も20億円の債務負担行為を協定書の中で設定されておるといことですが、ここで豊田会と民間移譲のときに結んだ協定書の内容について再確認をさせていただきます。特に財政支援については、来年度から内容が大きく変わってくるというふうに承知をしておりますけれども、来年度の豊田会に対する財政支援はどのような内容になるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 平成24年度の医療法人豊田会に対する補助金につきまして、協定書の内容に基づき説明をさせていただきます。

まず、病院の運営に要する経費、つまり赤字補てんの補助金についてですが、協定書には原則、移譲後3年間の経常損失を限度とするとうたわれております。この原則と規定いたしましたのは、高浜市と豊田会はお互いに協力をして、10年以上病院の運営に努めなければならないからでございます。したがって、移譲して4年目以降も収支が改善しない場合は、双方で協議することになっております。

先月開催されました運営協議会では、豊田会から来年度の収支見込みが提出されましたが、2億円強の純損失が発生するというように伺いました。このため、来年度も赤字補てんを継続するのかどうかにつきましては、現在、豊田会と協議をしておる最中でございます。

次に、高浜分院の施設改修に係る補助金が始まります。既に債務負担行為が設定されておまして、10年以内で20億円を限度としており、移譲後、4年目以降に支給するものでございます。

この移譲後4年目以降の支給としたのは、赤字補てんとの重複支援は行わないこととしたものでございます。したがって、仮に平成24年度も赤字補てんの補助金を継続することになれば、高浜分院の施設改修に係る支援は行わないこととなります。

そのほかにも刈谷豊田総合病院本院の施設改修事業で、高浜市に関する事業の場合は、協議の上で補助金額を確定することになっております。先ほど申し上げましたとおり、豊田会は次年度から本院の新2棟の建設を予定されておられます。健診センター及び病棟の建設であり、高浜市民の利用者も当然見込まれる施設でございます。ただし、この補助金についても高浜分院の赤字補てんを継続するのであれば、支援は行わないこととなっております。

また、従来支援してきました地域医療、救急医療、高度医療に附帯しましての補助金は、次年度以降も継続をいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。分院への赤字補てんの補助金が終わったとしても、その後の高浜分院の改修事業に係る補助金はもちろんですけれども、刈総本院のハード整備についても補助金が発生するということになるわけですね。そうしますと、今お話も若干ありましたけれども、例えば来年度の高浜分院の収支見込みが2億円強の純損失が発生するということを先ほどの答弁で伺ったわけですから、赤字補てんは原則3年間であるから、平成24年度は財政支援しませんという立場をとれば、刈総本院の新2棟の建設費に対して補助してくれという話になるというふうになるわけですね。

いずれにしても豊田会の財政支援が避けられないのであれば、どちらかをとるという話ではないんですけれども、当然これは分院の赤字補てんをしていくべきかなというふうに、私は個人的に思います。現在協議中であるとは伺っておりますけれども、高浜市が豊田会の理事市であるということを念頭に置いた中でのお話をすれば、当然これは本院も含めた豊田会全体のことを見据えなければならないという立場もあるわけですね。ですから本院に対するハード整備の補助、これも当然考えなければならない。だけれども地元にある高浜分院が赤字状態だと。市民がどちらに対してお金を出すことに理解するかというと、私はやはり高浜分院のほうの経営安定に向けての補助金というほうが、理解が得られるというふうに思います。

ぜひともそういう流れの中で進めていただけないかなというふうに思いますけれども、そのような考え方があるのかどうか、一度伺いたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 来年度の医療法人豊田会に対する財政支援の協議に当たりましては、現在、高浜分院の今後の経営方針ですとか、運営の方向性について話し合っておりますが、議員おっしゃられる収支均衡にはまだ時間がかかりそうでございます。豊田会からは地域医療を継続させるためには、いましばらくの間の運営補助をいただき、経営を軌道に乗せてから施設改修に

入りたいという要望をいただいております。

高浜市といたしましても、まずは医療を継続するための基盤をしっかりとつくっていただきたいというふうに考えております。したがって、病院の施設整備に対して財政支援を行うよりも、運営費に対しての支援を行い、経営の安定に努めていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今お話がありましたけれども、きょうのお話をずっと聞いておりますと、豊田会自体は決して故意に赤字を出しているわけではなく、しっかりと経営改善に向けて動いていっておられるというふうに思います。そしてまた高浜市も、これは悲しいかな豊田会も、それから市内診療所もすべて同じ民間なんですよね。豊田会だけを一生懸命盛り立ててやるというわけにいかない、これも十分にわかります。ですけれども、ベッドがやはり今90%以上の稼働率になったという事実をしっかりと受けとめていただいて、でき得限りのPR、そういったものに努めていただいて、経営改善に力をかしていただくことをお願いしておきたいと思います。

それを含めての話になるんですけれども、最後になりますけれども、衣浦の定住自立圏共生ビジョン、この中に刈谷豊田総合病院を中核とした地域医療連携ネットワークの構築に取り組むというものをうたっております。この病診連携を推進することに対する高浜市の考え方、これをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（杉浦幸七） 御質問の地域医療連携ネットワークが構築されますと、刈谷豊田総合病院と圏域内の診療所がインターネットで結ばれ、患者情報の提供、診療予約、検査予約など効率的な連携が図れることとなります。このことによりまして、病院と診療所の役割が明確になり、市民の皆さんが必要な医療を適切に受ける環境が整えられるわけでございます。

若い世代の皆さんのコンビニ受診が抑制され、大病院志向からかかりつけ医を持って受診する方向へと切りかわることが期待されるため、高浜市でも第6次高浜市総合計画に掲げられたまちづくり指標、かかりつけ医を持っている人の割合をふやすことにもつながるわけでございますので、高浜市といたしましても、この病診連携を積極的に推し進めてまいりたいと思います。

この地域医療連携は、この地域の医療の中核をなす刈谷豊田総合病院が救急医療や急性期医療を担い、そこで急性期治療を終え、病状が安定した患者を受け入れる高浜分院があり、そして市民の皆さんが自分の健康について気軽に相談できるかかりつけ医があり、それが効率的に連携することは、市民の皆様の医療に対する安心と安全を最大限担保するものではないかと考えております。

今後も高浜市といたしまして、医療法人豊田会や市内の診療所と連携、協力し、広い視野で地域医療を守ってまいりたい、さらに一層の病診連携を促進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 副市長、ありがとうございます。

この23年10月29日の週間ダイヤモンド特大号によりますと、公的病院はすべて、私立の大学法人を含む民間病院は総病床数200以上、社会医療法人は全対象という中で、愛知県下頼れる病院ランキングで平成22年度第3位、平成23年度第2位という評価が、これは刈谷豊田総合病院に出ておりました。

実際に刈総の本院の外来及び入院患者の1割が高浜市民、そして高浜分院の外来患者の9割、入院患者の6割が高浜市民であります。こういった方々の診療体制というものが刈総なしで、では民間の診療所で受け切れるかと、絶対に受け切れません。それとともに言えることは何かというと、恒久的に続いていくだらう診療所というのが果たして本当にあるのか、もし経営が不安定になったときに、その診療所に対して行政がきちんと手が下せるのか。できませんよ。刈総は、高浜市が理事市である限りは、それができるんです。しっかりとした診療体制を守るためにも、そういったところをきちんと持つておることが非常に大事なことになると思います。ただし市民の方々の税金を使っていくことは確かですから、そういった方々の理解をどのようにして得ていくのか、それが一番大切ではないかなというふうに思います。

ぜひ診療所のドクターの方々にも御理解をいただいて、そして利用者の市民の方々にも御理解をいただいて、そして、先ほどの介護保険と同じです。健康で病院なんか行ったことのない、医者なんかかかったことがないという方々の御理解もいただく。これが一番大事ではないかなというふうに思います。

ぜひこの医療行政、先ほど言った病診連携の医療行政というのは、行政でなければできない、だから私きょう医療行政というテーマで一般質問させていただいたんです。そういう病院と診療所をしっかりとくっつけるという役割を行政が担っていただくことを御期待申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は15時30分。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、幸前信雄議員。一つ、防災計画について。以上、1問についての質問を許します。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました防災計画について、以上1問についての質問をさせていただきます。

3.11東日本大震災以降、各地で防災計画の見直し、見直した防災計画に基づく避難訓練の実施が報道を通して私たちに知らされています。

私たちの住む高浜市においても、東北地方を襲った大津波の教訓を生かし、ことしの防災訓練では大津波を想定した避難訓練が実施される予定でしたが、あいにく台風の影響による暴風警報発令により、ことしの防災訓練は中止となりました。また、市役所の職員の方は市役所庁舎からの避難訓練を実施、近い将来に発生する可能性が極めて高いと言われる東海・東南海地震発生時の対応の訓練を実施しています。

また、一方では毎年高浜市地域防災計画を定め、災害発生時の対応を手順化し、円滑に対応できるようにマニュアル化された資料が毎年改訂されて作成されております。高浜市地域防災計画については、3.11東日本大震災を受けて、地震規模、被害想定につきましては三連動の地震が発生したときの想定になっておらず、被害規模に対する対応方法を検討することは当然必要になってくるものと考えています。

しかしながら、防災計画に関していえば、実施していく内容のレベルに差が出たとしても、実施する必要のある大項目については高浜市地域防災計画に沿って具体的な活動をブレイクダウンし、災害に対する具体的な備えや災害が発生したときの活動計画をより具体的にしていくことで、問題点の見える化ができてくるものと考えています。ところが、大震災発生以降、冒頭で言いました、ことし新たに市職員の方の避難訓練や津波に対する防災訓練等が追加され、実施または計画されましたが、高浜市地域防災計画に沿って具体的にどのような計画で見直ししていられるかが、私自身よく理解できていません。

第6次総合計画では、基本構想、基本計画、アクションプランの中で将来の高浜市の姿を具体的にわかる形で進める作業を行っていますが、これも抽象的なものから、より具体的にブレイクダウンしながら、一步一步基本構想の目標に向けて活動していくものと考えています。

言葉は変わっても、既に第5次総合計画までは同等の作業を行ってきたと考えています。そこで、防災計画について具体的な質問をさせていただきます。

1点目に、高浜市の防災計画の具体的な活動計画の見直しの状況についてお伺いします。

昨年度までに高浜市が防災計画に対して具体的に実施してきた内容についてお伺いいたします。

2点目に、昨年度までに高浜市が実施しようとしていたことで、残されている課題についてお伺いいたします。

3点目に、東日本大震災以降で確認された課題と、その対応状況についてお伺いいたします。

4点目に、東日本大震災以降で確認された課題を含めて、今後の取り組みの計画はどのようなものになっていくのかお教えてください。

最後に、もし計画がないのであれば、つくる予定があるのか、予定があるのであれば、いつまでに作成する予定であるのかを質問させていただいて、壇上からの1回目の質問を終わらせてい

たきます。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

〔副市長 杉浦幸七 登壇〕

○副市長（杉浦幸七） それでは、幸前信雄議員の防災計画についてお答えいたします。

初めに、高浜市地域防災計画について、昨年度までに具体的に実施してきた内容についてお答えいたします。

地域防災における最優先事項は、人命を守ることであることから、本市の地域防災計画も災害対策基本法第42条に基づき作成し、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模災害に対処し、防災関係機関、市民、事業所等が相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を地震災害等から守るため、地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画に関する事項を定めることにより、防災に万全を期することとしております。

何の前ぶれもなく突然発生する地震災害時での応急対策業務は、発災直後から一斉に多種多様な動きが生じ、時間の経過とともにそのニーズが変化していきます。このような状況下、限られた時間の中で応急対応業務を迅速、的確に処理、遂行していくためには、業務の優先度、必要な職員数、対応の時期などについて検討し、時系列化しておく必要があると考え、昨年度、地震災害応急対策プロジェクトにおいて地域防災計画に記載された応急対応業務を拾い出し、業務項目の整理、統合、優先順位の選定をいたしております。

また、地震災害に対する予防策として、地震による被害から自分の身は自分で守る自助の観点から、高浜市建築物耐震改修計画を作成し、木造の無料耐震診断、耐震改修補助、家具転倒防止器具の取り付け補助を実施しております。さらに、高齢者世帯など建物全体の耐震改修が困難な場合の対応として、家の中に安全な空間を確保するための耐震シェルターや防災ベッドを設置する補助制度も導入し、促進を図っているところであります。

次に、家族や近所の人々と協力して避難、救助の活動を行う共助の観点から、総合防災訓練の中で各町内会、各まちづくり協議会が軸となり、初期消火訓練、応急救命、テントや仮設トイレの設営などの訓練を実施しております。

公の力で取り組む公助の観点からは、大規模災害が発生した場合に備え、支援物資の確保や運搬、応急復旧対策として市内の企業、防災関係機関、組合等と防災協定の締結を行うとともに、現在、想定している東海・東南海連動地震に対応するため、食料、水、毛布などを市内3カ所の備蓄倉庫に備蓄するとともに、震災が発生した場合、直ちに避難所として開設する基幹避難所となる市内の小・中学校7カ所には、発電機や仮設トイレなどの資機材の整備をしております。

また、防災に関する情報共有としては、津波浸水予想区域や東海豪雨で浸水した地域などを表

示した高浜市水害ハザードマップと東海・東南海地震が連動した場合における地域危険度や想定される震度などを表示した高浜市地震防災マップの作成をいたしました。

続きまして、2問目の昨年度までに高浜市が実施しようとしたことで残された課題についてお答えいたします。

地域防災計画には多数の計画が記載されており、昨年度までに対応できずに残された課題もございます。

まず1つ目といたしましては、災害対策本部の設置場所についてでございます。地震等の災害発生に災害対策本部を設置する場所は、現在の計画では市庁舎に設置することとなっております。しかしながら、市庁舎につきましては昭和52年に竣工した建物で、昭和56年に施行された新耐震設計基準に準拠していないことから、耐震診断を実施した結果、耐震補強が必要な建物に該当することが判明いたしております。そのため市庁舎に災害対策本部が設置できない場合は、代替場所として、いきいき広場に災害対策本部機能を置くことといたしております。

2つ目の課題といたしまして、災害が発生した場合における情報の伝達手段であります。大規模災害に備えて、国においては総理大臣官邸、中央省庁、防災関係公共機関等を結ぶ中央防災無線、消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、県においては、県と市町村とを結ぶ都道府県防災行政無線によるネットワークが構築されております。市町村から住民への情報伝達といたしましては、防災行政無線、各種放送網等を利用して避難勧告、避難指示等の災害情報を伝達することとされています。

しかし、現在、本市は防災無線による一斉の伝達手段を持っていないため、災害情報を地域住民に迅速かつ的確に伝達する手段が限られています。そのため平成21年度に災害情報の伝達方法についてプロジェクトチームを立ち上げ、既存の情報伝達システムの現状と課題を検討し、新たに防災無線を整備することによる災害情報伝達システムの構築について検討してまいりました。

被害を最小限に食いとめるためには、災害情報を住民に迅速かつ的確に伝達する手段を整理することが重要であり、昨年度整備いたしました全国瞬時警報システムの活用方法も踏まえ、防災無線の整備は課題として残っております。

3つ目の課題といたしましては、業務継続計画の作成及び災害時優先業務のマニュアルの整備であります。市役所は、市民に一番身近な基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害対応中であっても市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は中止することができず、継続して実施することが求められております。

大規模地震等の発生により行政自体にも被害が及び市役所機能の低下が余儀なくされる状況も想定される中であって、本市がみずからの責務を果たしていくためには、市役所機能の継続性の確保と業務の継続力向上に向けて適切に対応していくことが課題となっております。そのため本年度プロジェクトチームにおいて、地震による影響によって市役所機能が低下する場合であって

も業務を継続し、早期に復旧させるための事前対策として、高浜市業務継続計画を作成いたしてまいっております。

続きまして、3点目の東日本大震災以降で確認された課題とその対応状況についてお答えいたします。

今回の東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大規模の地震であり、東日本各地に甚大な被害をもたらしたことから、被災地の被害状況及び活動状況において多くの課題が確認されました。

確認された課題の1つ目といたしましては、想定外の災害に対する防災対策であります。今回被災した自治体においても、地域防災計画は作成され、被害想定に基づいて防災対策が行われておりました。しかし、今回の地震は想定をはるかに超え、特に津波による被害で多くの方が命を落とされました。

本市の地域防災計画におきましても、地震防災編で津波情報等の伝達計画を定めていますが、津波の被害から逃れるためには、何より早く高い場所に避難することが大切であることを改めて実感いたしました次第でございます。

津波は地震発生に伴い突発的に襲ってくるため、大きな地震が発生した場合にどのような行動が必要かを知っておくことが自分や家族の身を守るためにも非常に大切なことであり、日ごろからの防災意識を向上させることが課題であることがわかりました。そのため本年度総合防災訓練の実施方法の見直しを行いました。

見直し箇所の主な点は、生きていることが前提として行っていた訓練を、まずは自分の身を守り、災害から逃れることを重点項目として取り入れて行う予定でしたが、当日、台風の影響により実施できませんでした。しかし、今回の取り組みが地域に浸透しつつあることから、今後は防災教育や防災に関する情報提供など積極的に行い、想定外を生き抜く力の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、総合防災訓練の準備段階を含め、自助と共助の役割分担などについての疑問点、課題も見えてまいりました。そのため本市の地域防災の現状を把握すると同時に、問題箇所を解決するため本年度市民会議の防犯・防災部会において、地域防災ネットワークをテーマとして検討を進めてまいります。今年度は外部講師を招き、防災ネットワークの現状と問題点について教えをこうむり、不安や疑問をすべて洗い出した後、平成24年度に地域防災ネットワークのモデル地区を構築し、外部講師によるアドバイスを受けながら検証していく計画でございます。

2つ目の課題といたしましては、津波対策であります。この津波対策につきましては、ハード、ソフト両面の整備が必要であります。防潮堤の整備などハード整備は膨大な時間が必要となります。しかし、災害はいつ起こるかわかりません。そのためにも迅速に高い場所に逃げるためには、日ごろからどの場所が高いかを理解しておく必要があります。

東日本大震災直後、地域の皆さんから自分の住んでいる地域の高さや避難場所についての御質問が多くありました。そのため日常の生活において自分の住んでいる地域の高さを理解してもらうことで、各自が安全な避難経路を認識し、素早く避難できるためのソフト整備として、本年度中に市内約600カ所に標高を表示する標高の見える化を実施いたします。

また、今回の震災から緊急地震速報や津波警報などの災害情報を一斉に伝達することも津波対策として重要な課題であるとの認識から、平成24年度において、現在想定されている津波浸水予想区域や東海豪雨にて浸水被害のあった地域を重点箇所として屋外拡声器を設置する計画であります。実際には災害が発生した場合、一般電話や携帯電話については回線の輻輳によって使用できない可能性があるため、同報系防災無線の整備にあわせて移動系無線もデジタル無線に更新し、各避難所間の連携を強化する予定であります。

3つ目の課題といたしましては、大規模災害が発生した場合における避難所及び食料備蓄の確保であります。現在の避難所等の現状としまして、地震が発生した場合、直ちに避難できる避難場所として、小・中学校の校庭や公園などを広場避難所として35カ所、屋内の避難所として、災害が発生した場合に直ちに開設する小・中学校の体育館を基幹避難所として7カ所指定しております。その他避難生活に宿泊等が必要となったときに開設する滞在避難所が7カ所、災害時要援護者の避難に適している福祉避難所が4カ所などを指定しております。

平成15年に発表された愛知県防災会議地震部会の被害想定では、東海・東南海地震が連動した場合の避難所生活者数は3,000人となっており、現段階では十分対応できると考えておりますが、今回の東日本大震災では避難所のプライバシーの問題など、避難所における個人の空間を確保するための資機材が不足しているなどの問題も明らかになりました。

また、食料の備蓄についても、現在の被害想定に対応して備蓄しておりますが、今回の被災地ではアレルギー対応の問題や避難者数が増加することに伴い備蓄食料が不足するなどの問題も明らかになりました。

避難所の確保については、今回の震災を受けて政府の中央防災会議や愛知県防災会議で被害想定の見直しを実施しておりますので、被害想定の見直し結果に基づき抜本的な見直しを考えてまいります。今回明らかになった避難所の資機材や食料備蓄の課題に対し、整備計画の見直しを行い、平成24年度予算から反映させる予定でございます。

続いて、4つ目の課題といたしましては、災害時要援護者対策であります。災害が発生した場合、何らかの助けを必要とする要援護者対策の必要性が明らかになりました。本市でも災害が発生した場合、近所の住民などの助けを必要とする方に対して、災害時に避難などの支援を行うため、災害時要援護者登録台帳の作成を平成16年度から進めてまいりました。本人の同意を得て作成した名簿を町内会、まちづくり協議会、民生委員の皆様にお配りして、本年度の総合防災訓練におきまして、要援護者の地図を作成し避難訓練を実施する予定でしたが、これも台風の影響に

より中止となってしまいまして、実施することができませんでした。

続いて、5つ目の課題といたしましては、帰宅困難者の問題も明らかになりました。3月11日に発生した東日本大震災の際にも鉄道やバスなど多くの交通機関がストップし、首都圏及び関東地方を中心に約10万人の帰宅困難者が続出する事態となりました。

愛知県においても東海地震の発生により大量の帰宅困難者が出現することが懸念されておりますことから、地域防災計画で帰宅困難者に対する対応策が定められておりますが、今回の帰宅困難者の状況を参考にして、地域の住民に対してインターネットやケーブルテレビなどを活用して日ごろから防災情報の提供を行うとともに、災害時に家族同士の連絡をとり合うためにNTTが整備した災害用伝言ダイヤルを有効活用できるように、市民や市内事業所に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の東日本大震災以降で確認された課題を含めて今後の取り組みの計画はについてお答えいたします。

確認された課題に対する今後の計画のうち、1つ目の課題である災害対策本部の設置につきましては、市庁舎の改修は耐震診断に基づき平成21年度に基本設計を行ったところ、次の課題が明らかになりました。

まず、膨大な費用の問題であり、耐震補強工事のみを行った場合で4億6,600万円、これに防災拠点として必要な設備更新を行いますと7億5,800万円、さらに劣化改修まで行いますと14億500万円と試算されております。そのほか工期の長期間化、内部ブレース設置による使用上の制約、窓口サービスの影響などの問題が明らかになりました。

いずれにいたしましても、市庁舎の耐震化につきましては、財政計画の裏づけ、財源確保の見通しが必要になるものと考えております。

2つ目の課題であります災害時の情報伝達手段につきましては、平成24年度に同報系、移動系の防災無線の整備を行いますが、沿岸部の工場など港湾労働者対策の課題についても、災害情報の伝達訓練や個別受信機の整備を行うなど対応してまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目の課題である災害時における応急復旧業務等の対応では、今年度中に市の業務のうち優先的に実施すべき災害時優先業務の選定並びに現状の課題等について、業務継続計画を作成いたします。地域防災計画に定めている計画を実行するためには、災害時に登庁してきた職員が素早く対応できるよう初動マニュアルを充実させることが重要であります。そのため今年度、業務継続計画で選定する災害時優先業務について、平成24年度に各部班のマニュアルの整備を図ってまいります。

そのほか災害時要援護者対策につきましては、町内会、まちづくり協議会並びに民生委員の皆様様の協力が必要であることから、対象者の見直しを含め、平成24年度に災害時要援護者対象者対策の検討を行ってまいります。

また、帰宅困難者対策につきましては、安否確認の支援以外にも被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援など多岐にわたるため、関連する行政、事業所などと支援対策の構築を図ってまいりたいと考えております。

最後に、資機材の充実、食料の備蓄に対する課題など、対応できる課題に対しましては、平成24年度予算から計画的に整備を行ってまいります。避難所の見直しにつきましては、現在行われている被害想定の結果が示された場合に対応できるように準備を進めてまいります。

最後に、今回の震災を教訓といたしまして、地域防災計画の見直し並びに各計画のマニュアル作成に当たって、だれが、何を、どの程度まで実施するかを明確にしていきたいと考えており、そのためにも関連する部局が作成する計画との整合性を図り、実効性を高めたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔副市長 杉浦幸七 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 回答ありがとうございました。

再質問になりますけれども、今ずっとお答えいただいている、震災というか今まででも防災について訓練等いろいろ手立てをとられているんですけども、全体が見えないというか、よくこういう話をさせていただくんですけども、見える化してほしいというか、こういう課題があって、こういうことを今やっているんだということが外から見れるような、そういう形のものを出していただけるかなということをお願いしたいんですけども、その点はどうですか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） ただいま御指摘いただきました全体計画についての見える化につきましては、現在、自助、共助、公助についてそれぞれ対応の課題等を抽出しておりますので、その課題等の進捗状況、今後の計画につきましても情報発信をしていきたいと考えておりますし、議員言われましたように、高浜市が対応しておる対策とかにつきましても見える化を実施してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 大体いつごろまでにそういうことが整理されるというふうに考えていればよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 全体的な計画の中でいきますと、先ほどの答弁にもございましたが、地域防災計画には多種多様な計画がございます。ですので、対応できるものにつきましては今年度及び次年度以降に対応していきたいと思っておりますが、先ほど議員からも御質問ありましたが、避難所の見直しとか、先ほどありました物資の関連につきましては、現在見直されている被害想定に応じて根幹が大分変わってまいりますので、その点につきましては時期を若干ずらさせていた

だいて、地域防災計画の抜本的な見直しに合わせて対応させていただきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） あと本部機能のところ、庁舎がだめな場合はいきいき広場にかえて本部機能を継続されるという御説明をいただいたんですけども、このとき機能はいいんですけども、例えば担当の方、メーンの方が来られなかった場合、業務の継続性というか、別の方が来られても同じレベル、全く同じとはいかないと思うんですけども、最低限やらないといけないようなことが、そのいきいき広場で市役所の職員の担当外の方が来られたときでもできるようにされるような、そういう準備は何かございますか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 御質問いただきました災害時に対応するものにつきましては、現在、地域防災計画に基づきまして、各部班ごとに危機管理マニュアルというものを作成しております。このマニュアルにつきましては、各部班及び危機管理グループにて保管しておりますが、議員の御指摘のありました災害対策本部が仮に代替の場所でありますいきいき広場に設置される場合において、いきいき広場のほうには現在は配備はしてございません。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） できれば、そちらにも置かれるという意味で理解させていただければよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 現在、危機管理グループのほうで全体のマニュアル等については保管させていただいておりますので、今後、いきいき広場が仮に災害対策本部になった場合には、そちらのほうでも利用することがございますので、整備のほうはさせていただきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） あと1つ、情報伝達のところでキャッチですとか、そういうものを使いながら市民の皆さんに情報伝達するというをおっしゃってみえたんですけども、基本的にキャッチといっても有線でつながっているものになりますから、被害の状況によっては使えなくなる可能性というのが非常に大きいと思うんですけども、その場合に自分たちが知りたい情報はどこに行けばわかるかというのが、基本的にいうと、何か起こると、先ほど災害対策本部も立ち上がったときにキャッチのほうに情報を流して、それを見ていただければ高浜市の被害状況ですとか、こういうところに問題が出ているというのが見えるというのがわかったんですけども、逆にそれが使えなかった場合に、例えば基幹避難所に行けば、タイムラグはあるにしてもそういう情報が見れるのかどうか、そういう機能というのはどこかで代替していただけるのかどうかというのを教えていただきたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） キャッチネットワークにつきましては、議員御指摘のとおりケーブルネットワークですので、被害状況に応じましてはケーブルが使えないということで情報提供ができないことも想定されますが、逆にFMピッチがございますので、FM放送局からそういった形で情報することも一つの手段であると考えておりますし、先ほど御指摘いただきました避難所等への情報提供につきましても、次年度以降整備していきます移動系の防災無線を使いまして、避難所間の連携によって、そういったものにつきましても本部との連携を密にしまして、避難所のほうで状況の提供をできる限り対応していきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） あとちょっと細かい話になってきて申しわけないんですけども、御説明の中でも、企業と防災協定を結んでということをおっしゃってみえたんですけども、私も会社のほうでいろいろ言われるんですけども、協定を結んでいるんだけど具体的にこれ何をやるかわからないので、もう少し話を詰めたということをお願いに担当のほうから言われるんですけども、この辺のところの見直し、協定で企業が何をすればいいのか、何を求められているのかということをもう少し詰めていっていただく予定というのがあるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 危機管理グループ。

○危機管理G（亀井勝彦） 現在、市内の企業の方、それから水道の応急復旧につきまして上下水道組合などと災害の協定をいたしております。また震災後、新たに今年度、中部電気保安協会とも災害時の電気に関連する協定を結ばせていただいておりますし、現在も協定の締結に向けて交渉しておるところもございます。

しかし、現在結んでおる企業さんとの協定につきましては、災害時における物資の確保や資機材の提供という内容にとどまっておりますので、今回の震災を受けまして、既存の協定につきましても見直しをかけていきたいと思っておりますし、今後はマンパワー、人的支援とかを踏まえた交渉を含めて、企業の皆様と協定の内容の見直しを行わせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（杉浦幸七） 残念なから書面の協定からさらに一步進むというようなことは、確かにされていないのが事実でございます。そういった中で過日、豊田自動織機さんのL&F工場は地域の皆さんと防災の話をされた報告を聞きましたし、きょうの読売新聞をちょっと見て、高浜工場の例えば敷地が33万㎡、東京ドーム7個分あるというような、こういう敷地というものも災害時には非常に大きなものだと思いますし、逆に一方、従業員が1,900人みえるというような、この人たちが帰宅困難者になり得ることもあるかもしれません。それからもう一つフォークリフトで、見てびっくりしたんですが、積載量が0.5tから43tまでで、本当にリフト自体が9割以上はオーダーメイドということでありながら、やはりトヨタの改善方式で効率的にやってみえるという

これ読売新聞の朝の新聞で見ました。

そういったところを見ますと、やはりこういった取り組みとかそういう財を持ってみえるところと形式上の協定だけではなく、今後、どんなことがお互いにできるのかということと、それから行政がどういうことをする必要はあるか。やはり議員がおっしゃられるように、まずそこから入って、いつまでにどこまでお互いにできるかということをやっていく必要があると思いますし、また、いろいろ市内のガソリンスタンドだとかコンビニだとか、そういうものもありますので、ぜひもう一步進んだもので、実効性のある事業所協定になるといいというふうに考えておりますので、まだまだ今の段階では不十分と言わざるを得ないということで思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） やはり災害発生時というのはお互いが協力して生き延びるとというのが大前提になると思いますので、やれるところ、企業もそうですし市民もそうですし、職員の方もそうだと思いますし、そういうところの方がいかに協力できるかというのが一番大事になってくると思っております。そういう意味でいうと、本部の話にもこだわったんですけども、うまくコントロールいただけるのは当然本部になってきますので、被害状況に合わせて人をどこに出すというのも本部の指示がないと、やたら動いてもどんどん錯綜するだけで問題解決してまいりませんので、そういう意味でいうと本部のほうに情報が集中して、それを利用していただくという形態がとられるのが、個人的にはやはり理想かなと。そこに集まっているということは、そこに情報を取りにいけば、私たちが知りたい情報が集まっているということですから、そういうところの機能のところ、まず中心がしっかり活動いただいて、情報収集して、的確な指示が出せる、そういう機能を構築していただきたいなというふうに考えております。そういうふうになれば、協力できるところは協力ができる、そういうことをやって具体的に動くような形のところがとれるのかなと。

これ大変失礼な言い方かもしれないですけども、防災訓練をずっと見ていまして、町内会さんを中心ずっとやられているんですけども、ずっとその繰り返しで、そこからその一步出たところの動きがなかなか、私が議員になってからも出てこない。地域だけで解決できる問題であればいいんですけども、そうではなくてみんなで協力するという体制をいかに構築するかというのは、やはり市当局に求められる形になってくると思いますので、当然市内だけではなくて、上部の愛知県、国、そういうところの連携が必要になる場合も想定されますので、その場合にも備えてやはり情報の収集、情報の発信、こういうところがきちんとできるような体制を築いていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは引き続き午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時10分散会
